令和７年度

労働保険事務組合
事務処理手引

年度更新の手続
P１～３

増減額訂正の申告
P4～12

確定保険料の訂正
P13～15

納付方法
P１６

口座振替納付
P１７

報奨金制度
P18～20

特別加入・
一人親方等団体
P２１～30

滞納に係る処理
P３１～３６

事務手続一覧
P37～40

様式一覧
P41～46

労災保険関係資料
P47～50

所在地一覧
P51

厚生労働省・山口労働局

年度更新の手続

労働保険とは

労働保険とは、労働者災害補償保険（一般に「労災保険」といいます。）と雇用保険を総称した言葉です。
労働保険の保険料と労災保険の一般拠出金（以下「労働保険料等」といいます。）は、毎年4月1日から翌年3月31日まで（これを「保険年度」といいます。）の１年間において、すべての労働者に対して支払われる賃金の総額に、その事業ごとに定められた保険料率を乗じて計算します。

年度更新

労働保険は、保険年度の当初にその保険年度の概算保険料を納付するための申告・納付と、前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付の手続を一括して行うことになっています。これを労働保険の「年度更新」といいます。

この年度更新の手続は、6月1日から7月10日までに行ってください。

労働保険事務組合における年度更新手続

労働保険事務組合（以下「事務組合」といいます。）においては、「概算・増加概算・確定保険料・一般拠出金申告書」（以下「申告書」といいます。）を事務組合に付与された労働保険番号ごとに作成します。

グループごとに委託事業場を区分して各グループを１単位として作成

- 一元適用事業　[末尾０]
- 二元適用事業で雇用保険に係る事業　[末尾２]
- 二元適用事業で事業の種類が林業に属する事業　[末尾４]
- 二元適用事業で事業の種類が建設の事業に属する事業　[末尾5]
- 二元適用事業で事業の種類が林業又は建設の事業以外の事業　[末尾6]
- 一人親方等、家内労働者、海外派遣者の特別加入団体　[末尾8]

個別の事業場ごとに作成

- メリット制適用事業場
- 海外派遣者の特別加入

予備コード※
末尾０→１
末尾２→３
末尾６→７

※枝番号の付与が「999」に達したときは、「労働保険番号（基幹番号）追加付与願」の提出により、予備コードを用いた新しい基幹番号が付与されることになります。

申告書の労働局への送付（郵送による提出）

申告書〔事業主控〕に受付印が必要な場合は、申告書の控えのほか返信用封筒（宛名を記入の上、所要額の切手を貼付してください。）を同封してください。

なお、申告書及び添付書類を郵送により送付する場合、労働局に到達した日が提出日となりますので、申告期限（7月10日）に間に合うよう早めに送付してください。

年度更新の手続

メリット制適用事業場の申告

メリット制は、事業主の保険料負担の公平を図るために、個々の事業場の労働災害の多寡に応じて事業の種類ごとに定められた労災保険率を、一定の範囲内で引き上げたり、引き下げたりする制度です。メリット制が適用となる委託事業場については、当該事業場の枝番号ごとに申告書を作成します。

●令和７年度の概算保険料からメリット制が適用となる事業場

【令和６年度の確定保険料】
基準となる労災保険率（事業の種類ごとに定められた労災保険率）により、労災保険料を算出してください。

【令和７年度の概算保険料】
今年度送付した「令和７年度労災保険率決定通知書」に記載されているメリット料率により、労災保険料を算出してください。

●令和７年度の概算保険料からメリット制が<u>非適用</u>となる事業場

【令和６年度の確定保険料】
昨年度送付した「令和６年度労災保険率決定通知書」に記載されているメリット料率により、労災保険料を算出してください。

【令和７年度の概算保険料】
基準となる労災保険率（事業の種類ごとに定められた労災保険率）により、労災保険料を算出してください。

※この場合、令和７年度の概算保険料は、本体（枝番号「000」）に含めて申告してください。

海外派遣者（第3種特別加入者）の申告

海外派遣者の特別加入については、当該事業の枝番号（「301」から「399」まで）ごとに申告書を作成します。

必要な書類

→ 事務手続一覧表

申告書内訳の記載例及び注意事項

【注意事項】

一括有期事業であって、**下請工事のみのため、一般保険料に係る確定保険料が０円になる場合は、下請事業に使用した労働者数を記載**することとなります。

※常時使用労働者に特別加入者は含みません。

口座振替納付を認められた事務組合は1枚目に朱書で表示してください。

年度更新期間中に給付基礎日額の変更手続を行う場合は、7月10日（必着）となります。

組様式第6号（甲）

労働保険番号Ａ　府県 3 5　所掌 3　管轄 0 1　基幹番号 9 3 0 0 0 0

令和６年度確定
令和７年度概算

保険料・一般拠出金申告書内訳

口　座
4枚のうち　1枚目

①労働保険番号の枝番号	②事業場の名所	③業種	④常時使用労働者 / ⑤被保険者	⑥保険関係区分	令和6年度確定保険料・令和7年度概算保険料（増額・減額）・一般拠出金 労災保険 ⑦賃金総額	⑧労災保険率	⑨保険料（⑦×⑧）	雇用保険 ⑩賃金総額	⑪雇用保険率	⑫一般保険料（⑩のハ）×⑪）	⑬確定保険料（規模区分別）合計額（⑨+⑫） 15人以下	16人以上	一般拠出金 ⑭賃金総額（※）	⑮一般拠出金（⑭×0.02/1000）	⑯申告済概算保険料 一般保険料 第1種特別加入保険料	令和7年度概算保険料 ⑰労災保険 保険料 第1種特別加入を含む	⑱雇用保険 一般保険料	⑲合計（⑰+⑱）
001	○○工業株式会社	6 3 0 1	14人 / 14	両保 / 労災 / 雇用	(一) 53,073 千円 / (特) 8,030	1000分の 6.5	(一) 344,974 円 / (特) 52,195 / (計) 397,169	(イ) 43,892千円 / (ハ) 43,892	1000分の 15.5	円 / 680,326	円 / 1,077,495	円	千円 / 53,073	円 / 1,061	円 / 1,152,760	1000分の 6.5 / 円 / 401,914	1000分の 14.5 / 円 / 636,434	円 / 1,038,348
			人	両保 / 労災 / 雇用	(一) / (特)	1000分の	(一) / (特) / (計)	(イ) / (ハ)										
004	○○貴金属 ○○ ○○	6 4 0 1	14人 / 14	両保 / 労災 / 雇用	(一) 12,485 / (特)	1000分の 3.5	(一) 43,698 / (特) / (計) 43,698	(イ) 12,485 / (ハ) 12,485	15.5	193,517	237,215		12,485	249	168,875	3.5 / 43,698	14.5 / 181,032	224,730
005	○○皮革株式会社	6 4 0 1	7人 / 7	両保 / 労災 / 雇用	(一) 19,920 / (特) 3,285	1000分の 3.5	(一) 69,720 / (特) 11,497 / (計) 81,217	(イ) 9,451 / (ハ) 9,451	15.5	146,490	227,707		19,920	398	227,707	○年9月28日　委託解除（減額訂正済）		
006	○○印刷株式会社	4 6 0 1	4人 / 4	両保 / 労災 / 雇用	(一) 21,418 / (特) 8,760	1000分の 3.5	(一) 74,963 / (特) 30,660 / (計) 105,623	(イ) 14,913 / (ハ) 14,913	15.5	231,151	336,774		21,418	428	316,598	3.5 / 105,623	14.5 / 216,238	321,861
			人	両保 / 労災 / 雇用	(一) / (特)	1000分の	(一) / (特) / (計)	(イ) / (ハ)										
011	○○運送 ○○ ○○	7 2 0 3	9人 / 9	両保 / 労災 / 雇用	(一) 21,609 / (特) 3,832	1000分の 8.5	(一) 183,676 / (特) 32,572 / (計) 216,248	(イ) 19,741 / (ハ) 19,741	15.5	305,985	○年７月２日　個別から移行 522,233		21,609	432	361,446	8.5 / 281,453	14.5 / 377,000	658,453
012	○○ビル株式会社	9 3 0 1	5人 / 5	両保 / 労災 / 雇用	(一) 2,711 / (特)	1000分の 6	(一) 16,266 / (特) / (計) 16,266	(イ) 2,711 / (ハ) 2,711	15.5	42,020	○年２月１日　新規成立 58,286		2,711	54	0	6 / 96,000	14.5 / 232,000	328,000
013	○○めっき株式会社	5 5 0 1	10人 / 10	両保 / 労災 / 雇用	(一) 56,515 / (特) 5,110	1000分の 6.5	(一) 367,347 / (特) 33,215 / (計) 400,562	(イ) 50,361 / (ハ) 50,361	15.5	780,595	1,181,157		56,515	1,130	150,164	6.5 / 400,562	14.5 / 730,234	1,130,796
014	[○○組合]	9 4 1 6	5人 / 5	両保 / 労災 / 雇用	(一) 11,200 / (特) 5,110	1000分の 3	(一) 33,600 / (特) 15,330 / (計) 48,930	(イ) 11,200 / (ハ) 11,200	15.5	173,600	222,530		11,200	224	134,400	5 / 48,930	14.5 / 162,400	211,330
小計			68 / 68	両保 / 労災 / 雇用	8人 / 件 / 8人	印甲 A 1 件 / B 件 / 印乙 A 7 件 / B 件	Ⓐ 1,309,713			Ⓕ 2,553,684	8 件 / 3,905,576円 / 計Ⓖ 3,863,397		Ⓗ 198,931	Ⓘ 3,976	Ⓙ 2,511,950	Ⓚ 1,378,180	Ⓛ 2,535,338	Ⓜ 3,913,518

*注（一般拠出金算定に係る賃金総額）については、⑦（労災保険に係る賃金総額）の（一）と同額を記入して下さい。ただし、平成19年3月31日以前に成立した一括有期事業については、一般拠出金算定対象にはなりません。

第1種特別加入者 氏名	令和3年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和4年度からの給付基礎日額	適用月収
○○　○○	12,000	12	1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等	14,000	12
○○　○○	10,000	12	1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等	10,000	12
			1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等		
○○　○○	18,000	6	1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等		
○○　○○	14,000	12	1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等	14,000	12
	10,000	12	1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等	10,000	12
○○　○○	14000	9	1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等	14,000	12
			1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等		
○○　○○	14,000	12	1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等	14,000	12
○○　○○	14,000	12	1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等	14,000	12

労働保険番号Ｂ（労働保険番号Ａと同一のもの）　府県 3 5　所掌 3　管轄 0 1　基幹番号 9 3 0 0 0 0

（郵便番号　753－　×××　）
電話番号(083)ー(×××)××××番

労働保険事業組合の　名称　労働保険事務組合　○○組合　　所在地　山口市○○町×－××
代表者の氏名　組合長　○○　○○　　事務担当者 氏名　○○　○○

労働局用

母体団体は括弧をつけてください。

check！

申告書内訳で変更できるのは、中小事業主等の特別加入者の「給付基礎日額のみ」です（特別加入者の加入・脱退は各種届出が必要になります）。

【注意事項】

年度の途中に増減額訂正申告を提出した事業場も忘れずに記載してください。

労災保険と雇用保険の基礎賃金額か同額の場合

基礎賃金総額に労災保険率と雇用保険率を合算した料率を乗じた額が労働保険料となります。

なお、このように算出した労働保険料は、労災保険料と雇用保険料を別々に算出した後に、合算した額に比べて１円多くなる場合がありますが、**この１円については、労災保険料に加算**してください。

＜計算例＞　労災保険率が3.5/1000　雇用保険率が14.5/1000の場合

12,485千円×（3.5/1000+14.5/1000）＝224,730円

＜内訳＞
労災保険：12,485千円×3.5＝43,697.5　（１円未満端数切捨て）⇒　43,697円　⇒　１円加算　⇒　43,698円
雇用保険：12,485千円×14.5＝181,032.5（１円未満端数切捨て）⇒　181,032円

合計：224,730円

年度途中に委託を受けたとき

委託を受けたとき

年度途中において新たに委託を受け、その委託を承認した場合には、「保険関係成立届（事務処理委託届）」（以下「成立届」といいます。）を管轄する安定所又は監督署を経由して労働局に提出してください。

●増額訂正の申告

委託事業主から労働保険料等算定基礎賃金等の報告（以下「賃金等の報告」といいます。）を求め、これに基づき、新規委託事業に係る保険料・一般拠出金申告書内訳（以下「申告書内訳」といいます。）を作成し、すでに提出済みの「申告書」の増額訂正の申告と同時に、概算保険料を納付してください。

●委託事業主がすでに個別加入している場合

個別加入の事業に付与されている労働保険番号を用いて、保険年度末までの確定保険料の申告・納付の手続は、概算保険料申告を行った労働局で行い、翌年度概算保険料の申告・納付から事務組合で一括処理することになります。（この場合、成立届のみを提出します。）

ただし、申告書を提出済みの個別事業主から、中小事業主等の特別加入の委託も併せて受けた場合は、個別事業を確定精算し、当該年度から事務組合で一括処理してください。

なお、一括有期事業の事業主から委託を受けた場合は、「一括有期事業報告書」の報告を求めなければなりません。

中途成立の場合の申告書提出期限と納期限

		第1期				第2期				第3期			
月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
保険関係成立日（委託日）		4/1～5/31		6/1～9/30				10/1～3/31					
提出期限		◆		各月の翌月15日※				各月の翌月15日※					
納付回数		**3回**		**2回**				**1回（延納できない）**					
納期限	第1期	★		—				—					
	第2期	11/14		★				—					
	第3期	2/14		2/14				★					

★保険関係成立日の翌日から起算して50日以内のため、現年度内での遡及適用の場合、速やかに納付してください。

注）申告書の提出時期を過ぎると、送付される第2・3期分の納付書に増額が反映されていない場合があります。その場合は、手書きの納付書にて納付する等の対応をお願いします。

※９月委託のみ**１０月６日まで**の提出をお願いします。年度内の受付は**2月27日まで**となります。
提出が間に合わないものは、年度更新時に申告を行ってください。

◆4/1～5/31成立は、年度更新時に含めて申告してください。
年度更新に間に合わなかった場合は、年度更新後、速やかに増額訂正書類を提出してください。

→ 事務手続一覧表

必要な書類

→ 納付方法

納付方法

増額訂正申告（申告書）の記載例

6月1日から9月30日までの成立の場合の例

枝番号	保険料総額 増減前		保険料総額 増減後		差引		合計 増減前 / 差引額 / 増減後	1期 増減前 / 差引額 / 増減後	2期 増減前 / 差引額 / 増減後	3期 増減前 / 差引額 / 増減後
100 増額	計	0	計	30,525	計	30,525	0	0	0	0
	労	0	労	4,950	労	4,950	【 30,525 】	【 0 】	【 15,263 】	【 15,262 】
	雇	0	雇	25,575	雇	25,575	30,525	0	15,263	15,262
101 増額	計	0	計	28,453	計	28,453	0	0	0	0
	労	0	労	6,753	労	6,753	【 28,453 】	【 0 】	【 14,227 】	【 14,226 】
	雇	0	雇	21,700	雇	21,700	28,453	0	14,227	14,226
合計	計	0	計	58,978	計	58,978	0	0	0	0
	労	0	労	11,703	労	11,703	【 58,978 】	【 0 】	【 29,490 】	【 29,488 】
	雇	0	雇	47,275	雇	47,275	58,978	0	29,490	29,488

※申告書の上部余白に「増額訂正」と記載してください。

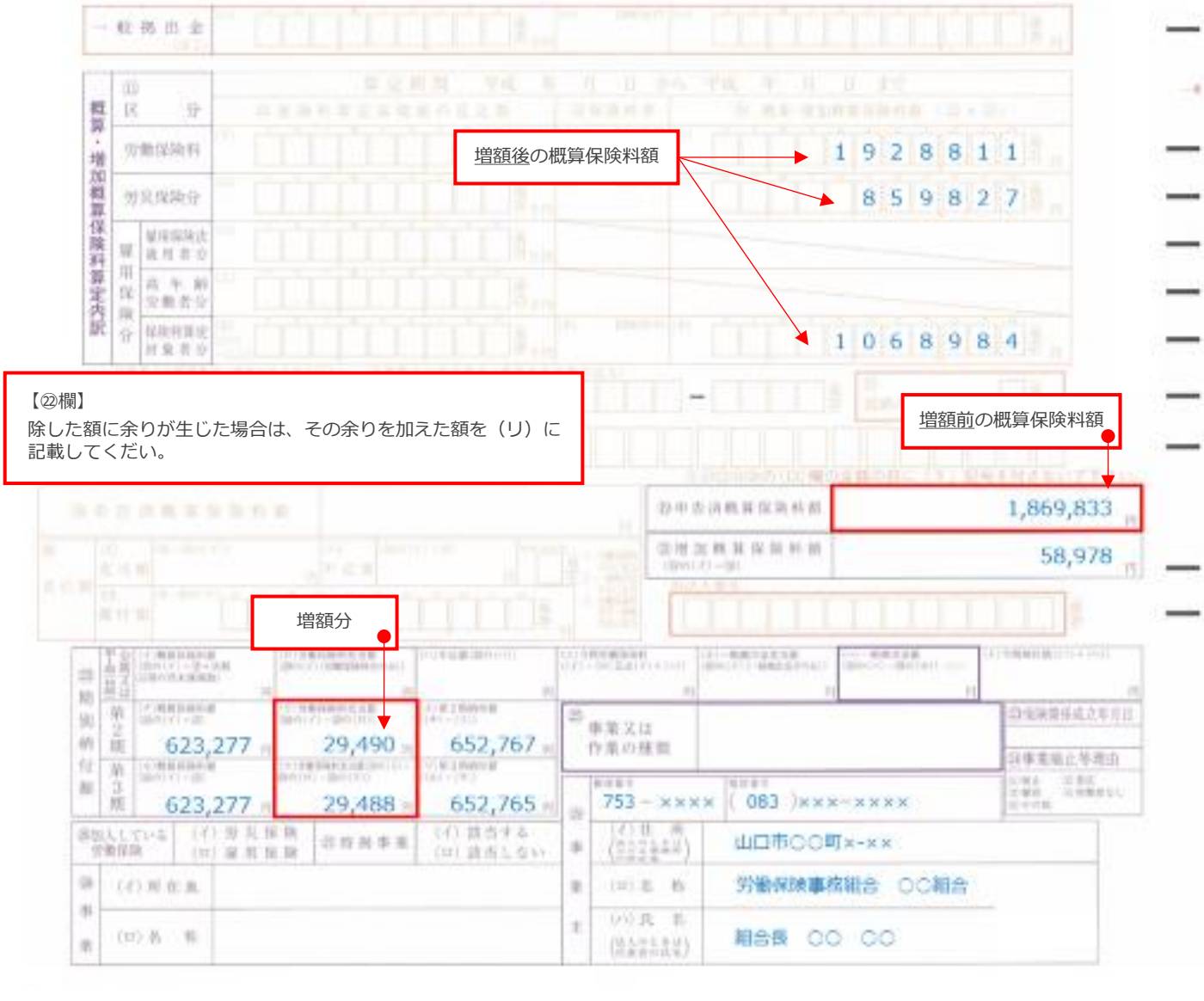

増額訂正申告（申告書内訳）の記載例

6月1日から9月30日までの成立の場合の例

枝番号	保険料総額 増減前		保険料総額 増減後		差引		合計 増減前／差引額／増減後	1期 増減前／差引額／増減後	2期 増減前／差引額／増減後	3期 増減前／差引額／増減後
100 増額	計	0	計	30,525	計	30,525	0	0	0	0
	労	0	労	4,950	労	4,950	【 30,525 】	【 0 】	【 15,263 】	【 15,262 】
	雇	0	雇	25,575	雇	25,575	30,525	0	15,263	15,262
101 増額	計	0	計	28,453	計	28,453	0	0	0	0
	労	0	労	6,753	労	6,753	【 28,453 】	【 0 】	【 14,227 】	【 14,226 】
	雇	0	雇	21,700	雇	21,700	28,453	0	14,227	14,226
合計	計	0	計	58,978	計	58,978	0	0	0	0
	労	0	労	11,703	労	11,703	【 58,978 】	【 0 】	【 29,490 】	【 29,488 】
	雇	0	雇	47,275	雇	47,275	58,978	0	29,490	29,488

※申告書内訳の上部余白に「増額訂正」と記載してください。

組様式第6号(甲)

労働保険番号A 府県 35 所掌 3 管轄 01 基幹番号 9300000

~~令和○年度確定~~
令和○年度概算

保険料・一般拠出金申告書内訳

増額訂正
1 枚のうち 1 枚目

①労働保険番号の枝番号	②事業場の名所	③業種	④常時使用労働者 / ⑤被保険者	⑥保険関係区分	令和○年度確定保険料・令和○年度概算保険料（増額・減額）・一般拠出金 ⑦労災保険 賃金総額	⑧労災保険率	⑨保険料(⑦×⑧)	⑩雇用保険 賃金総額	⑪雇用保険率	⑫一般保険料(⑩の(ハ)×⑪)	⑬確定保険料(規模区分別)合計額(⑨+⑫) 15人以下	16人以上	⑭一般拠出金 賃金総額(※)	⑮一般拠出金(⑭×/1000)	⑯申告済概算保険料 一般保険料 第1種特別加入保険料	令和○年度概算保険料 ⑰労災保険 保険料(第1種特別加入を含む)	⑱雇用保険 一般保険料	⑲合計(⑰+⑱)
100	株式会社○○	9 4 1 6	1人 / 1 / ( )	両保 / 労災 / 雇用	(一) 1,650 千円 特	1000分の 3	(一) 4,950 円 特 (計)4,950	(イ) 1,650 千円 (ハ) 1,650	1000分の 15.5	円 25,575	円 30,525	円	千円	円	円	1000分の 円	1000分の ○年○月○日 新規成立	円
101	△△株式会社	9 8 0 1	1人 / 1 / ( )	両保 / 労災 / 雇用	(一) 1,400 千円 特 851	1000分の 3	(一) 4,200 円 特 2,553 (計) 6,753	(イ) 1,400 千円 (ハ) 1,400	15.5	21,700	28,453						○年○月○日 新規成立	
			人 / ( )	両保 / 労災 / 雇用	(一) 千円 特	1000分の	(一) 円 特 (計)	(イ) 千円 (ハ)				○年○月○日納付予定						
			人 / ( )	両保 / 労災 / 雇用	(一) 千円 特	1000分の	(一) 円 特 (計)	(イ) 千円 (ハ)										
			人 / ( )	両保 / 労災 / 雇用	(一) 千円 特	1000分の	(一) 円 特 (計)	(イ) 千円 (ハ)										
			人 / ( )	両保 / 労災 / 雇用	(一) 千円 特	1000分の	(一) 円 特 (計)	(イ) 千円 (ハ)										
			人 / ( )	両保 / 労災 / 雇用	(一) 千円 特	1000分の	(一) 円 特 (計)	(イ) 千円 (ハ)										
			人 / ( )	両保 / 労災 / 雇用	(一) 千円 特	1000分の	(一) 円 特 (計)	(イ) 千円 (ハ)										
			人 / ( )	両保 / 労災 / 雇用	(一) 千円 特	1000分の	(一) 円 特 (計)	(イ) 千円 (ハ)										
			人 / ( )	両保 / 労災 / 雇用	(一) 千円 特	1000分の	(一) 円 特 (計)	(イ) 千円 (ハ)										
小計			( )	雇保労災雇用計	㋑甲 A 件 / B 件 / ㋺乙 A 件 / B 件		Ⓐ 11,703			Ⓕ 47,275	2 件 58,978円	件 円 58,978	Ⓗ	Ⓘ	Ⓙ	Ⓚ	Ⓛ	Ⓜ

*⑯（一般拠出金算定に係る賃金総額）については、⑦（労災保険に係る賃金総額）の（一）と同額を記入して下さい。ただし、平成19年3月31日以前に成立した一括有期事業については、一般拠出金算定対象にはなりません。

（郵便番号 753－ ××××）
電話番号(083)ー(×××)××××番

第1種特別加入者 氏名	令和3年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和4年度からの給付基礎日額	適用月収
	円	月	1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等	円	月
○○ ○○			①1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等	3,500	8
			1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等		
			1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等		
			1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等		
			1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等		
			1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等		
			1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等		
			1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等		
			1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等		

労働保険番号B（労働保険番号Aと同一のもの） 府県 35 所掌 3 管轄 01 基幹番号 9300000

労働保険事務組合の 名称 労働保険事務組合 ○○組合 所在地 山口市○○町×－××
代表者の氏名 組合長 ○○ ○○ 事務担当者 氏名 ○○ ○○

労働局用

年度途中に委託を解除したとき

委託を解除したとき

年度途中において労働保険事務の処理の委託を解除した場合には、「事務等処理委託解除届」（以下「委託解除届」といいます。）を管轄する安定所又は監督署を経由して労働局に提出してください。

●減額訂正の申告

委託事業主から「賃金等の報告」を求め、これに基づき、委託解除事業に係る「申告書内訳」を作成し、委託解除時までに係る賃金の総額により算定した確定保険料の額が概算保険料の額を超える場合は、その差額の交付を受けて、減額訂正の申告と同時に、確定保険料の不足額を納付してください。

なお、概算保険料の額が委託解除時までの確定保険料の額を超える場合は、その差額について還付することになります。

委託解除時までに係る賃金の総額により算定した「一般拠出金」については、減額訂正の申告と同時に納付してください。

委託解除の場合の申告書提出期限と納期限

保険料が確定した日		年度更新後～9月15日	9月16日～12月15日	12月16日～3月31日
提　出　期　限		9月30日	12月26日	要相談※
減 額 方 法	第1期	―	―	原則、年度更新時に確定精算
	第2期	減額	―	
	第3期	減額	減額	
納　期　限		保険関係消滅の日（委託解除日の翌日）から50日以内		

注）申告書の提出期限を過ぎると、送付される第2・3期分の納付書に減額が反映されない場合があります。その場合は、手書きの納付書で納付する等の対応をお願いします。

※年度内の受付は**12月26日まで**となります。(それ以降に減額訂正を提出する場合は、事前に相談してください。)

3期まで納付している委託事業場について、還付が生じる場合は、労働保険徴収室にご相談ください。

必要な書類

→ 事務手続一覧表

納付方法

→ 納付方法

減額訂正における返還の考え方とイメージ

返還の考え方とイメージ

委託を解除した場合には、委託解除時までに係る賃金の総額により確定保険料を算定しますが、確定保険料の額が納付した概算保険料の額を下回る場合は、その差額について還付が生じることになります。

ここでは、B社を例に事務組合の内部で行う**返還**について解説します。

年度途中に減額訂正をした場合の例

	1期	2期	3期
A社	○	○	○
B社	○	●	
C社	○	○	○
全体の納付額	○○○	○○●	○○ ー ● 引く

●返還すべき額

【Point】

減額訂正により、当該保険年度の概算保険料の額（納付すべき額）を減額し、返還の原資を得る。

減額訂正の申告により、当該保険年度の概算保険料の額（納付すべき額）を減額します。

Ｂ社は、すでに2期の概算保険料まで納付しているため、2期を減額することはできません。

したがって、過納額「●」は3期から減額します。

これにより、3期の領収額からＢ社に返還する原資を得ることができます。

※減額となる事業場に滞納がある場合は、上記と異なります。
詳しくは、労働保険徴収室にお問い合わせください。

年度途中に減額訂正ができなかった場合の例

	1期	2期	3期
A社	○	○	○
B社	○	○	●
C社	○	○	○
全体の納付額	○○○	○○○	○○●

●返還すべき額

年度更新

1期
○
●
○
○○● 充当

委託解除の時期などによっては、減額訂正の申告をせずに、年度更新の際に精算することがあります。

Ｂ社は、すでに3期の概算保険料まで納付しているため、過納額は翌年度へ充当されます。

これにより、翌年度1期の納付すべき額がＢ社の充当額ほど減額されたことになるため、 1期の領収額からＢ社に返還する原資を得ることができます。

減額訂正申告（申告書）の記載例

年度更新後から9月15日までに保険料が確定した場合の例

枝番号	保険料総額 増減前		保険料総額 増減後		差引		合計 増減前 / 差引額 / 増減後	1期 増減前 / 差引額 / 増減後	2期 増減前 / 差引額 / 増減後	3期 増減前 / 差引額 / 増減後	一般拠出金
80 減額	計	30,583	計	30,691	計	108	30,583	10,195	10,194	10,194	
	労	4,950	労	4,977	労	27	【 108 】	【 0 】	【 10,302 】	【 △ 10,194 】	
	雇	25,633	雇	25,714	雇	81	30,691	10,195	20,496	0	33
85 減額	計	57,350	計	27,750	計	△ 29,600	57,350	19,118	19,116	19,116	
	労	9,300	労	4,500	労	△ 4,800	【 △ 29,600 】	【 0 】	【 △ 10,484 】	【 △ 19,116 】	
	雇	48,050	雇	23,250	雇	△ 24,800	27,750	19,118	8,632	0	30
合計	計	87,933	計	58,441	計	△ 29,492	87,933	29,313	29,310	29,310	
	労	14,250	労	9,477	労	△ 4,773	【 △ 29,492 】	【 0 】	【 △ 182 】	【 △ 29,310 】	
	雇	73,683	雇	48,964	雇	△ 24,719	58,441	29,313	29,128	0	63

※申告書の上部余白に「減額訂正」と記載してください。

【減額の考え方】

概算保険料の減額は、委託事業場の期別納付額を限度として、**３期から順に減額**しますが、「枝番号080」の例のように、確定保険料の額が概算保険料の額を上回る場合には、３期を減額の上、２期に上乗せして納付することとなります。

減額訂正申告（申告書内訳）の記載例

年度更新後から9月15日までに保険料が確定した場合の例

枝番号	保険料総額 増減前		保険料総額 増減後		差引		合計 増減前 / 差引額 / 増減後	1期 増減前 / 差引額 / 増減後	2期 増減前 / 差引額 / 増減後	3期 増減前 / 差引額 / 増減後	一般拠出金
80 減額	計	30,583	計	30,691	計	108	30,583	10,195	10,194	10,194	
	労	4,950	労	4,977	労	27	【 108 】	【 0 】	【 10,302 】	【 △ 10,194 】	
	雇	25,633	雇	25,714	雇	81	30,691	10,195	20,496	0	33
85 減額	計	57,350	計	27,750	計	△ 29,600	57,350	19,118	19,116	19,116	
	労	9,300	労	4,500	労	△ 4,800	【 △ 29,600 】	【 0 】	【 △ 10,484 】	【 △ 19,116 】	
	雇	48,050	雇	23,250	雇	△ 24,800	27,750	19,118	8,632	0	30
合計	計	87,933	計	58,441	計	△ 29,492	87,933	29,313	29,310	29,310	
	労	14,250	労	9,477	労	△ 4,773	【 △ 29,492 】	【 0 】	【 △ 182 】	【 △ 29,310 】	
	雇	73,683	雇	48,964	雇	△ 24,719	58,441	29,313	29,128	0	63

※申告書内訳の上部余白に「減額訂正」と記載してください。

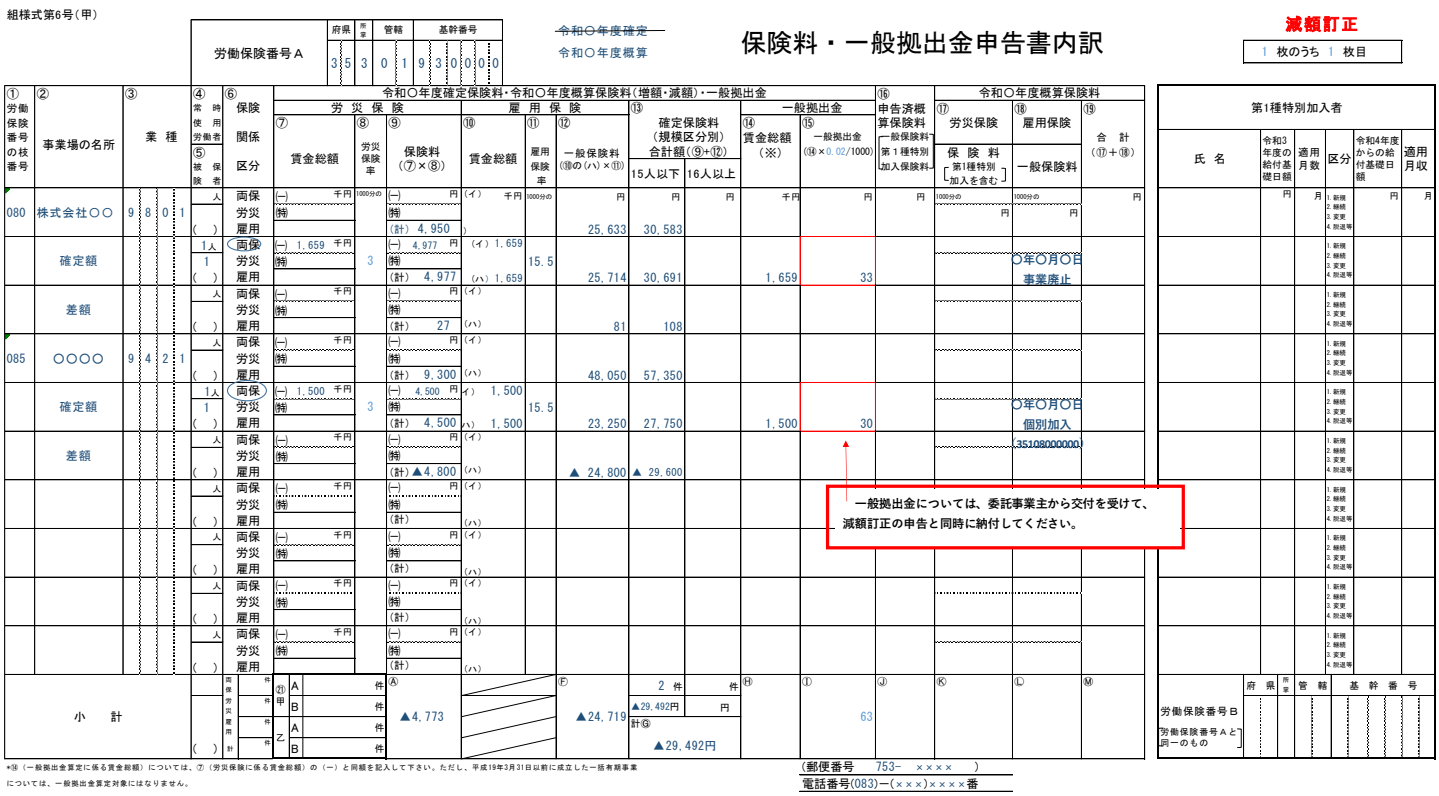

【注意事項】

年度更新の際は、減額訂正の申告をした事業場の分も忘れずに記載してください。

滞納がある場合の減額訂正申告（申告書）の記載例

確定保険料が納付した概算保険料の額を上回る場合

委託事業場の期別納付額を限度として、３期から順に減額します。

年度更新後から9月15日までに保険料が確定した場合の例

枝番号	概算保険料・確定保険料・一般拠出金の額			合計	1期	2期	3期
	概算保険料	確定保険料	一般拠出金	増減前 差引額 増減後	増減前 差引額 増減後	増減前 差引額 増減後	増減前 差引額 増減後
060 減額	300,000	120,000	220	300,000 【 △ 180,000 】 120,000	100,000 【 0 】 100,000	100,000 【 △ 80,000 】 20,000	100,000 【 △ 100,000 】 0

【委託事業場】

減額　180,000円

納付未済額

第1期 滞納　20,000円

第2期　20,000円

	合　計	第1期分	第2期分	第3期分
減額前の概算保険料	300,000	100,000	100,000	100,000
確定保険料	120,000	100,000	20,000	0
納付した概算保険料の額	80,000	80,000	0	0
滞納額	20,000	20,000	0	0

【事務組合】

減額　180,000円

納付未済額

第1期 滞納　20,000円

	合　計	第1期分	第2期分	第3期分
減額前の概算保険料	2,400,000	800,000	800,000	800,000
減額後の概算保険料	2,220,000	800,000	720,000	700,000
納付した概算保険料の額	780,000	780,000	0	0
滞納額	20,000	20,000	0	0

一般拠出金については、委託事業主から交付を受けて、減額訂正の申告と同時に納付してください。

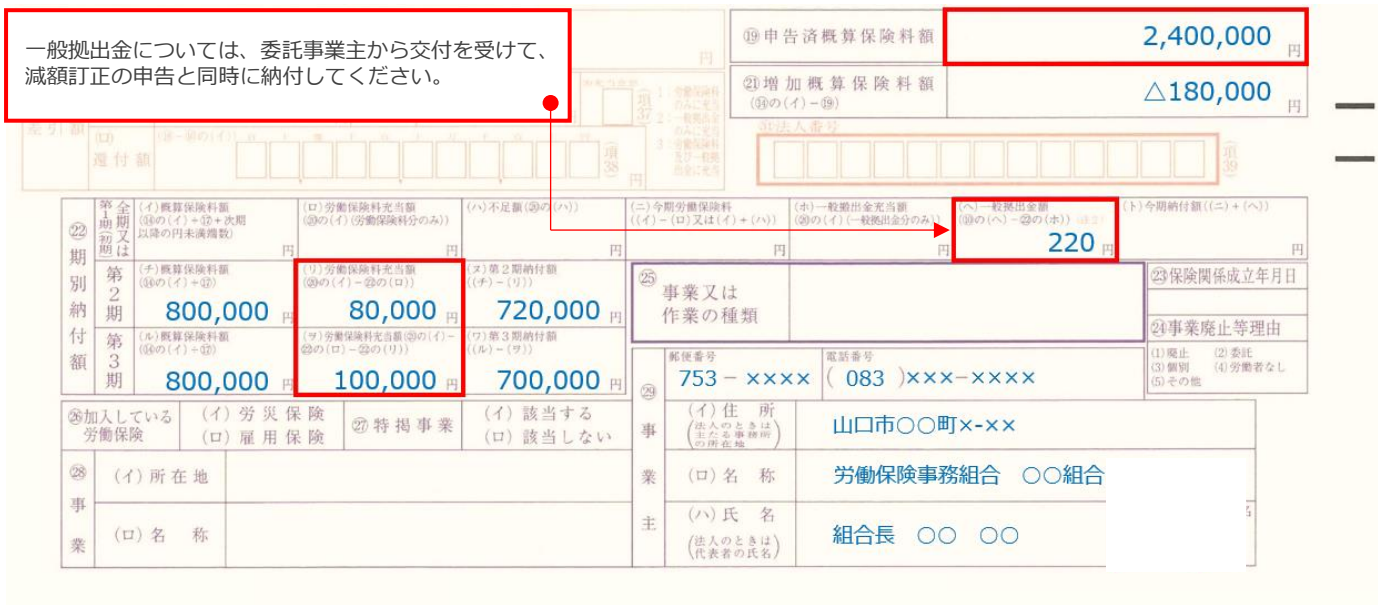

滞納がある場合の減額訂正申告（申告書）の記載例

確定保険料が納付した概算保険料の額を下回り還付が生じる場合

委託事業場の期別納付額を限度として、３期から順に減額します。
なお、２期まで減額し、残余がある場合は、１期の滞納額を上限として減額します。
これを「減額充当」といいます。

年度更新後から9月15日までに保険料が確定した場合の例

枝番号	概算保険料・確定保険料・一般拠出金の額			合計	1期	2期	3期
	概算保険料	確定保険料	一般拠出金	増減前 差引額 増減後	増減前 差引額 増減後	増減前 差引額 増減後	増減前 差引額 増減後
060 減額	300,000	60,000	200	300,000 【 △ 240,000 】 60,000	100,000 【 △ 20,000 】 80,000	100,000 【 △ 120,000 】 △ 20,000	100,000 【 △ 100,000 】 0

【委託事業場】

減額　240,000円

納付未済額

第1期 滞納　20,000円

	合　計	第1期分	第2期分	第3期分
減額前の概算保険料	300,000	100,000	100,000	100,000
確定保険料	60,000	80,000	△ 20,000	0
納付した概算保険料の額	80,000	80,000	0	0
滞納額	~~20,000~~	~~20,000~~	0	0

還付額から一般拠出金に充当し、事務組合保管金より19,800円を還付

【事務組合】

減額　240,000円

納付未済額

第1期 滞納　20,000円

	合　計	第1期分	第2期分	第3期分
減額前の概算保険料	2,400,000	③ 800,000	②④ 800,000	① 800,000
減額後の概算保険料	2,160,000	780,000	680,000	700,000
納付した概算保険料の額	780,000	780,000	0	0
滞納額	~~20,000~~	~~20,000~~	0	0

【減額の内訳】

①第３期分 100,000円
②第２期分 100,000円
③第１期分 滞納 20,000円
④第１期分を減額し、なお残余があるため、２期分20,000円を減額

一般拠出金については、事務組合保管金より納付してください。

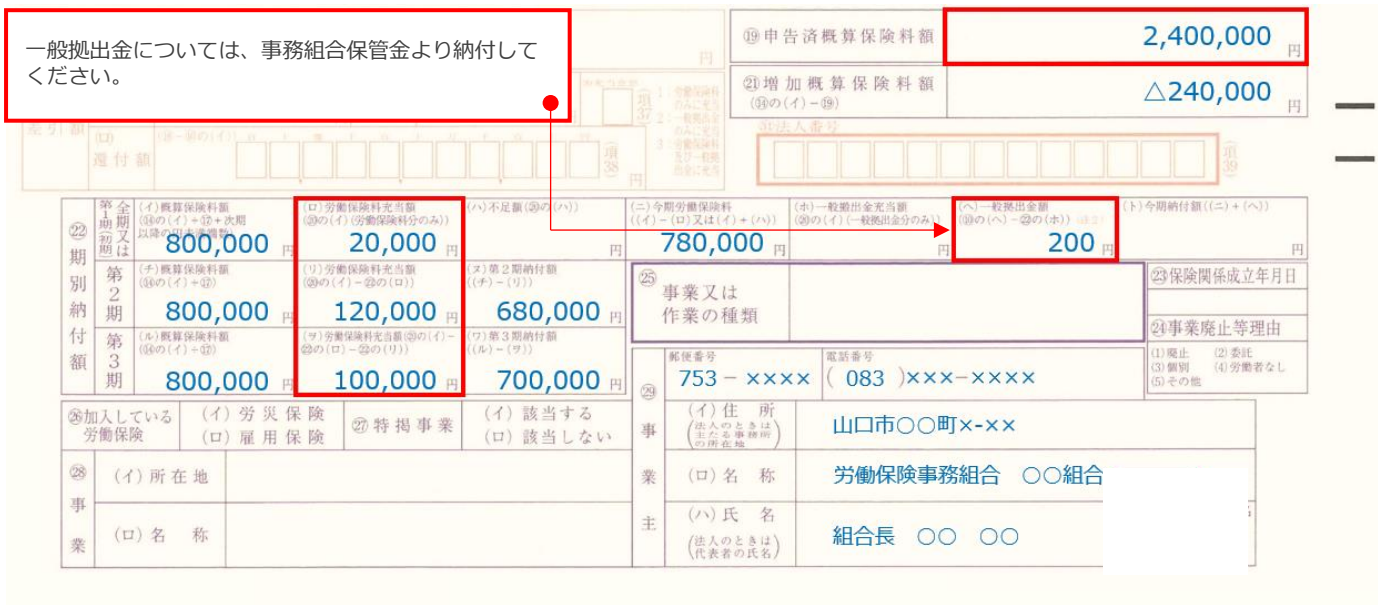

確定保険料の申告を訂正するとき

確定保険料を少なく申告していたとき

委託事業主から「賃金等の報告」を求め、これに基づき、「申告書内訳」を作成し、すでに提出済みの「申告書」の修正申告（確定変更）と同時に、確定保険料の不足額を納付してください。

確定保険料を多く申告していたとき

委託事業主から「賃金等の報告」を求め、これに基づき、「申告書内訳」を作成し、すでに提出済みの「申告書」の修正申告（確定変更）を行ってください。

労働局では、申告内容の調査を行い、納め過ぎの保険料があると認めた場合には、還付請求書の提出により保険料を還付することになります。

なお、この調査は、原則として、事務組合事務所への呼出しによる調査を実施します。

注意事項

労働保険料等の還付を受ける権利は、２年を経過したときは、時効によって消滅することとなっておりますので、早めに手続を行ってください。

●時効の起算日

原則として、６月１日です。
ただし、申告書が納期限内に提出されたときは、修正すべき申告書の提出日の翌日が時効の起算日となります。

必要な書類

→ 事務手続一覧表

納付方法

→ 納付方法

確定変更申告（申告書・申告書内訳）の記載例

雇用保険被保険者を遡及取得した場合　1

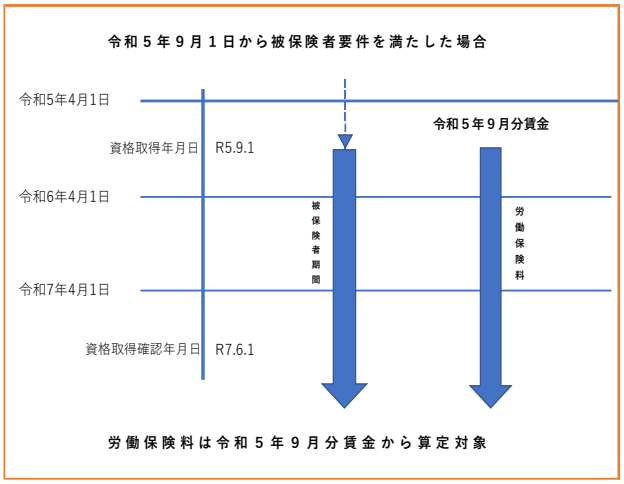

雇用保険被保険者を遡及取得した場合　2

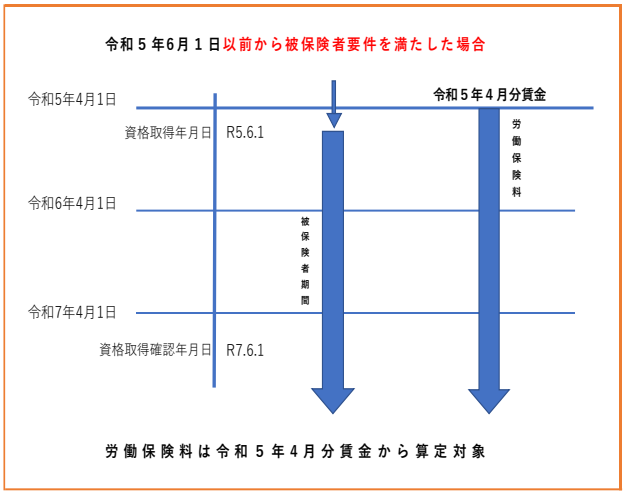

組様式第6号(甲)

保険料・一般拠出金申告書内訳

確定変更

1 枚のうち 1 枚目

労働保険番号Ａ　府県 35　所掌 3　管轄 019　基幹番号 3000

令和５年度確定
~~令和○年度概算~~

①労働保険番号の枝番号	②事業場の名所	③業種	④常時使用労働者 ⑤被保険者	⑥保険関係区分	令和○年度確定保険料・令和○年度概算保険料（増額・減額）・一般拠出金 労災保険 ⑦賃金総額	⑧労災保険率	⑨保険料（⑦×⑧）	雇用保険 ⑩賃金総額	⑪雇用保険率	⑫一般保険料（⑩の(ハ)×⑪）	⑬確定保険料（規模区分別）合計額（⑨+⑫） 15人以下	16人以上	⑭一般拠出金 賃金総額（※）	⑮一般拠出金（⑭×0.02/1000）	⑯申告済概算保険料 一般保険料 第１種特別加入保険料	令和○年度概算保険料 ⑰労災保険 保険料 第1種特別加入を含む	⑱雇用保険 一般保険料	⑲合計（⑰+⑱）
080	有限会社▲▲	9 8 0 1	5人 2 ( )	両保 労災 雇用	(一) 6,250 千円 特	1000分の 3	(一) 18,750 円 特 (計) 18,750	(イ) 4,090 千円 (ハ) 4,090	1000分の 15.5	円 63,395	円 82,145	円	千円 6,250	円 125	円	1000分の 円	1000分の 円	円
	確定額		5人 3 ( )	両保 労災 雇用	(一) 6,250 千円 特	1000分の 3	(一) 18,750 円 特 (計) 18,750	(イ) 5,590 千円 (ハ) 5,590	1000分の 15.5	86,645	105,395		6,250	125				
	差額		人 ( )	両保 労災 雇用	(一) 千円 特	1000分の	(一) 円 特 (計) 0	(イ) 千円 (ハ)		23,250	23,250			0				
			人 ( )	両保 労災 雇用	(一) 千円 特	1000分の	(一) 円 特 (計)	(イ) 千円 (ハ)										
			人 ( )	両保 労災 雇用	(一) 千円 特	1000分の	(一) 円 特 (計)	(イ) 千円 (ハ)										
			人 ( )	両保 労災 雇用	(一) 千円 特	1000分の	(一) 円 特 (計)	(イ) 千円 (ハ)										
			人 ( )	両保 労災 雇用	(一) 千円 特	1000分の	(一) 円 特 (計)	(イ) 千円 (ハ)										
			人 ( )	両保 労災 雇用	(一) 千円 特	1000分の	(一) 円 特 (計)	(イ) 千円 (ハ)										
			人 ( )	両保 労災 雇用	(一) 千円 特	1000分の	(一) 円 特 (計)	(イ) 千円 (ハ)										
			人 ( )	両保 労災 雇用	(一) 千円 特	1000分の	(一) 円 特 (計)	(イ) 千円 (ハ)										
	小計		件 件 件 件 ( )	⑫ 甲 A B 乙 A B			Ⓐ			Ⓕ 23,250	1 件 23,250円 計Ⓖ 23,250	件 円	Ⓗ	Ⓘ	Ⓙ	Ⓚ	Ⓛ	Ⓜ

第1種特別加入者

氏名	令和3年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和4年度からの給付基礎日額	適用月収
	円	月	1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等	円	月
			1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等		
			1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等		
			1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等		
			1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等		
			1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等		
			1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等		
			1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等		
			1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等		
			1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等		

労働保険番号Ｂ（労働保険番号Ａと同一のもの）　府県　所掌　管轄　基幹番号

※⑯（一般拠出金算定に係る賃金総額）については、⑦（労災保険に係る賃金総額）の（一）と同額を記入して下さい。ただし、平成19年3月31日以前に成立した一括有期事業については、一般拠出金算定対象にはなりません。

（郵便番号 753－ ××××　）
電話番号(083)－(×××)××××番

労働保険事務組合の 名称 労働保険事務組合 ○○組合
所在地 山口市○○町×－××
代表者の氏名 組合長 ○○ ○○
事務担当者 氏名 ○○ ○○

労働局用

保険料等の還付

還付請求が必要となる場合

・年度更新時において、概算保険料及び一般拠出金への充当後に残余がある場合
・減額訂正申告において、納付した概算保険料の額が確定保険料の額を上回り残余がある場合
・確定変更申告において、減額となる場合

※事務組合保管金より返還が可能な場合は、「還付請求書」を提出する必要はありません。

注意事項

労働保険料等の還付を受ける権利は、２年を経過したときは、時効によって消滅することとなっておりますので、早めに手続を行ってください。

還付請求書の記載要領及び記載例

様式は、労働基準監督署で入手できるほか、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

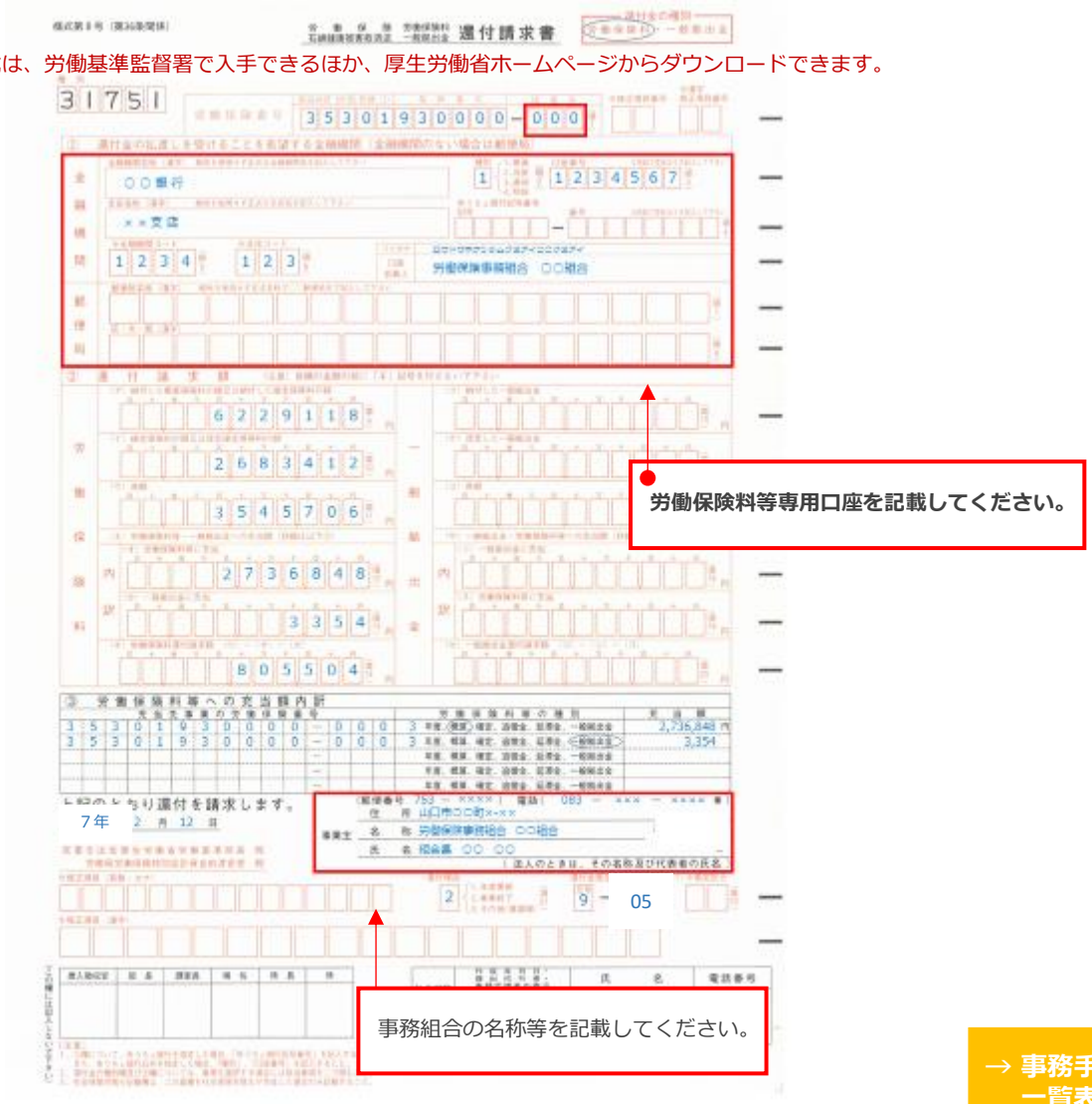

必要な書類

→ 事務手続一覧表

納付方法

現金で納付するとき

領収済通知書（納付書）を使用し、最寄りの金融機関・郵便局窓口で納付してください。

注意事項

①金額の訂正はできません。書き損じたときは、新しい納付書を使用してください。

②金額の前に必ず「￥」記号を付してください。

③「納付の目的」及び「収納区分」の各欄の記載をしてください。
（あらかじめ印書されている場合を除く。）

④延納（分割納付）の申告において、一括納付する事業場がある場合には、期別ごとに納付書を作成してください。

⑤増額訂正の申告に係る労働保険料は、期別ごとに納付書を作成してください。

納付書の記載要領及び記載例

【滞納保険料等以外を納付する場合】

帳票種別30840も同様の扱いです。

メリット制適用事業場、海外派遣者の特別加入は枝番号を記載

確認のため記載をお願いします。

ゴム印を使用する場合は、３枚とも押印してください。

【滞納保険料等を納付する場合】

※収納区分
21　概算1期
22　概算2期
23　概算3期
62　確定不足
72　一般拠出金

事業場の枝番号を記載

口座振替納付

口座振替納付とは

労働保険料等を、あらかじめ届出のあった事務組合の口座から引き落とし、納付するものです。

口座振替のメリット

・保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます。
・手数料はかかりません。
・保険料の引き落としに最大約２か月ゆとりができます。

	全期・第1期	第2期	第3期
通常の納期限	令和7年7月10日	令和7年11月14日	令和8年2月16日
口座振替納付日	令和7年9月8日	令和7年11月14日	令和8年2月16日

口座振替の申込手続

口座振替の申込手続については、厚生労働省のホームページを参照してください。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

労働保険料等の口座振替納付 検索

振替不納が生じた場合

対象となる振替納付期日の6営業日前までに、緊急停止依頼書を郵送又はＦＡＸしてください。

なお、委託事業主から納付すべき労働保険料等の交付がなかった場合は、滞納となりますので、「労働保険料等滞納事業場報告書」（以下「滞納事業場報告書」といいます。）を提出の上、通常の納付書により納付してください。

→ 様式一覧

注意事項

個別に申告書を作成している事業場（メリット制が適用される事業場など）が、前年度中に事業廃止となった場合は、口座振替の対象とならないため、通常の納付書により納付してください。

主な事業廃止事由　…　①事業場の廃止　②委託換え　③個別加入

報奨金制度

報奨金とは

事務組合の最も重要な業務は、事業主からの委託を受けて適正な申告・納付をしていただくことです。こうしたことから、労働保険料等の納付状況が著しく良好な事務組合には、予算の範囲内で報奨金を交付し、事務組合の普及発展と小規模事業への労働保険の適用を促進することとしています。

報奨金の交付要件

事務組合が事業主の委託を受けて納付する労働保険料等の納付状況が、次のすべての要件に該当する場合に交付されます。

①7月10日において、前年度に常時15人以下の労働者を使用する事業の事業主の委託に係るものにつき、その確定保険料の額の合計額の100分の95以上の額が納付されていること。

②前年度の労働保険料等について、財産差押えなどの滞納処分を受けたことがないこと。

③偽りその他不正の行為により、前年度の労働保険料等の徴収を免れ又はその還付を受けたことがないこと。

交付申請の手続

報奨金の交付を受けようとするときは、「区分経理に係る書類」１部を7月10日までに、「労働保険事務組合報奨金交付申請書」２部を10月15日までに提出してください。

※令和２年度の申請分から「区分経理に係る書類」の提出期限を変更しています。　**check！**

報奨金の交付申請手続については、パンフレット「－報奨金についてのお知らせ－」を参照してください。

→ 事務手続一覧表

→ 様式一覧

必要な書類

山口労働局では、上記のほか「報奨金の使途に係る確認事項」を7月10日までに、提出をしていただくことになります。

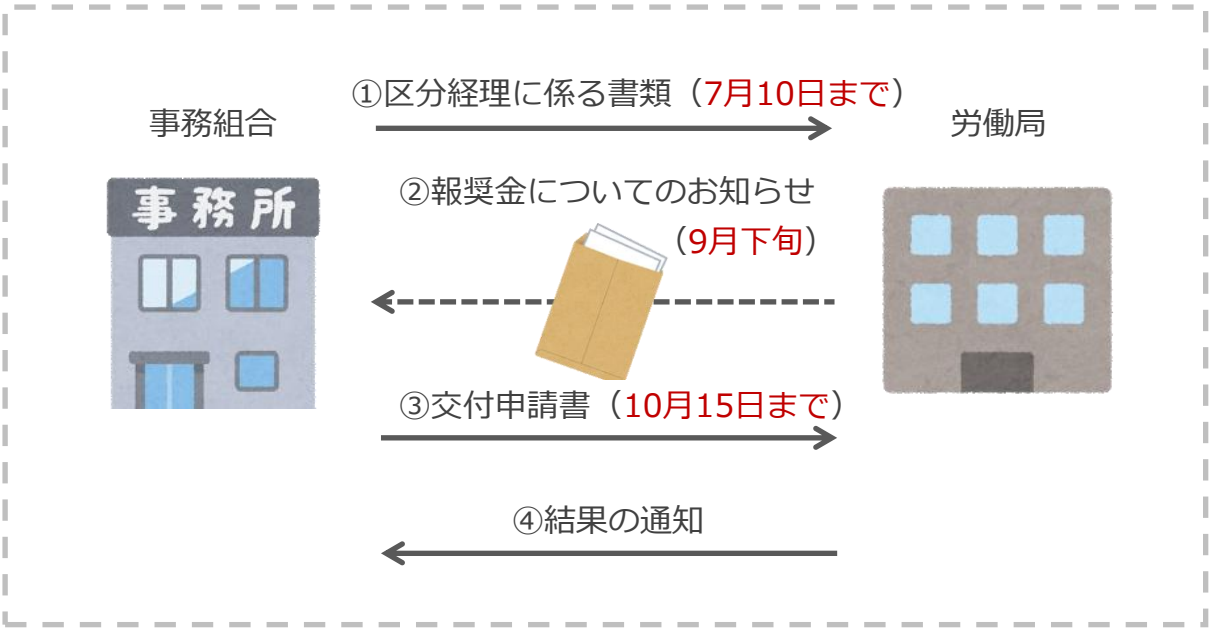

記載例

報奨金の使途に係る確認事項

審査にあたって、報奨金の支出内容が、「厚生労働省の定める支出内容」に合致しているかを確認するため、報奨金交付申請書を提出する際に添付してください。

事　務　組　合　名	前年度報奨金交付額
労働保険事務組合　○○組合	2,000,000円

1　事務組合所属労働者に対する賃金【兼務者の場合】

□1日の所定労働時間の半分以上を事務組合の業務に充てている。（専従者を含む。）

氏　　名	所定労働時間（日）	事務組合業務従事時間（日）	年間給与総額	報奨金を充てた額
	時間	約　　時間	円	円
	時間	約　　時間	円	円
	時間	約　　時間	円	円
計			円	円

□✔通年、事務組合の業務に従事しているが、1日の所定労働時間の半分未満を事務組合の業務に充てている。

【兼務者が2人以上でモデルケースを用いた場合】

①全体の事務量を算出する。⇒　66.5人日×年度更新時の委託事業場数〔200〕÷100＝《133》人日

②年間労働日数を超えない範囲で概ねの割合を平均化し、業務量を算出する。

氏　　名	所定労働時間(日)	事務組合業務従事時間(日)	（A）年間給与総額	（B）年間勤務日数	全体の事務量《　》 割合(%)	全体の事務量《　》 （C）業務量	A÷B×C	報奨金を充てた額
○○　○○	8	3	2,400,000	240	60	79.8	798,000	665,000
△△　△△	8	3	2,400,000	240	40	53.2	532,000	460,000
計							1,330,000	1,125,000

□事務組合の業務が年度更新や納付督励時期等に限定されており、かつ、1日の所定労働時間の半分未満を事務組合の業務に充てている。

【兼務者が2人以上でモデルケースを用いた場合】

①全体の事務量を算出する。⇒　46.0人日×年度更新時の委託事業場数〔　　〕÷100＝《　　》人日

②年間労働日数を超えない範囲で概ねの割合を平均化し、業務量を算出する。

氏　　名	所定労働時間(日)	事務組合業務従事時間(日)	（D）年間給与総額	（E）年間勤務日数	全体の事務量《　》 割合(%)	全体の事務量《　》 （F）業務量	D÷E×F	報奨金を充てた額
計								

記載例

□**通年、事務組合の業務に従事しているが、1日の所定労働時間の半分未満を事務組合の業務に充てている。**

【兼務者が1人でモデルケースを用いた場合】

66.5人日又は46.0人日×年度更新時の委託事業場数〔　〕÷100＝《　》人日

氏　　名	所定労働時間(日)	事務組合業務従事時間(日)	（G）年間給与総額	（H）年間勤務日数	（I）事務量《　》人日	G÷H×I	報奨金を充てた額

2　事務組合事務所の賃貸借料

貸　　主	賃貸借料	按分方法	支出対象額	報奨金を充てた額
○○株式会社	1,000,000 円/年	面積40㎡のうち８㎡を使用 面積・人数・その他	200,000 円	200,000 円

3　労働保険料の徴収に係る旅費

氏　　名	金　　額	氏　　名	金　　額
○○　○○	30,000円		円
	円		円
	円	合　　計	30,000円

4　その他事務組合の運営に必要な経費

□**事務委託費**	円	
□**報酬費**	円	
□**顧問料**	円	
☑**各種積立金**	200,000円	「厚生労働省の定める支出内容」に合致する支出に充てられることを前提に積み立てられている場合は、支出対象とすることができます。
□**繰越金**	円	翌年度において短期間で支出されることが前提とされている場合は、支出対象とすることができます。
□**パソコン等購入・リース費用**	円	按分不要
☑**事務処理システム開発・維持経費等**	200,000円	按分不要
□**各種会費負担金**	円	
☑**光熱水料等**	200,000円	按分方法／職員数・面積
☑**消耗品購入費**	45,000円	母体団体等が購入後に配付を受けることとしている場合には、可能な限り按分してください。

１から４の支出計	2,000,000 円

特別加入申請書の記載例及び注意事項

特別加入に係る加入時健康診断実施機関名簿

ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare　健康診断実施機関名簿　検索

■ 様式第34号の7（表面）

労働者災害補償保険　特別加入申請書（中小事業主等）

帳票種別 3 6 2 1 1

① 申請に係る事業の労働保険番号

府県	所掌	管轄	基幹番号							枝番号	
3	5	1	0	8	9	3	0	0	0	5	0	0	5

② 事業主の氏名（法人その他の団体であるときはその名称）
厚生労働塗装有限会社

③ 申請に係る事業
名称（フリガナ）
名称（漢字）　厚生労働塗装有限会社
事業場の所在地　○○市○－○－○

加入時健康診断が必要な業務の種類

特別加入予定者の業務の種類	特別加入前に左記の業務に従事した期間（通算期間）	必要な健康診断
粉じん作業を行う業務	3 年 以 上	じん肺健康診断
振動工具使用の業務	1 年 以 上	振動障害健康診断
鉛業務	6 か 月 以 上	鉛中毒健康診断
有機溶剤業務	6 か 月 以 上	有機溶剤中毒健康診断

表に記載されている業務に、それぞれ定められた期間従事したことがある場合には、特別加入の申請を行う際に健康診断を受ける必要があります。

④ 特別加入予定者　加入予定者数　計 2 名　＊この用紙に記載しきれない場合には、別紙に記載すること。

特別加入予定者	事業主との関係（地位又は続柄）	業務の内容	除染作業	特定業務・給付基礎日額	業務歴
フリガナ コウセイ タロウ 氏名 厚生 太郎 生年月日 昭和41年 8月 20日	①本人 3 役員（ ） 5 家族従事者（ ）	一般建築物の塗装（トルエン・キシレン・エチルベンゼン） 労働者の始業及び終業の時刻 9時 00分～ 17時 30分	1 有 ③無	従事する特定業務：1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 ⑦有機溶剤 9 該当なし 希望する給付基礎日額 18,000円	最初に従事した年月 昭和○年 10月 従事した期間の合計 30年間 6ヶ月
フリガナ コウセイ ジロウ 氏名 厚生 次郎 生年月日 昭和52年 4月 5日	1 本人 ③役員（取締役） 5 家族従事者（ ）	同上（休憩時間 12：00～13：00） 労働者の始業及び終業の時刻 9時 00分～ 17時 30分	1 有 ③無	従事する特定業務：1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 ⑦有機溶剤 9 該当なし 希望する給付基礎日額 14,000円	最初に従事した年月 平成○年 8月 従事した期間の合計 20年間 8ヶ月
フリガナ 氏名	事業主との関係（地位又は続柄） 1 本人	業務の具体的内容（休憩時間 12：00～13：00）	除染作業	従事する特定業務：1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 7 有機溶剤 9 該当なし 希望する給付基礎日額 円	最初に従事した年月 年 月 従事した期間の合計 年間 ヶ月

折り曲げる

労働者の所定労働時間及び休憩時間を記入してください

【注意事項】

事業主本人のほか役員など労働者以外の者がいるときは、**業務に従事している人全員を包括して加入**しなければなりません。

ただし、病気療養中、高齢その他の事情により実態として業務に従事していない事業主は包括加入の対象から除くことができます。

※業務に従事していない事業主を特別加入の対象者としないことを希望する場合には、「特別加入申請書」に「理由書」を添付してください。

○ 年 4 月 3 日

⑥ 労働保険事務組合の証明

上記⑤の日より労働保険事務の処理の委託を受けていることを証明します。

○ 年 4 月 5 日

労働保険事務組合の
名称　労働保険事務組合　○○組合
〒753 － ××××　電話（083）××× － ××××
主たる事務所の所在地　山口市○○町×-××
代表者の氏名　組合長　○○　○○

⑦ 特別加入を希望する日（申請日の翌日から起算して30日以内）　○ 年 5 月 1 日

上記のとおり特別加入の申請をします。

○ 年 4 月 21 日

山口 労働局長　殿

事業主の
〒 ××× － ××××　電話（ ××× ）××× － ××××
住所　○○市○－○－○
氏名　厚生労働塗装有限会社　代表取締役 厚生 太郎
（法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名）

保険料は、特別加入を希望する日の属する月より算定します。

■

様式は、労働基準監督署で入手できるほか、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

特別加入に関する変更届の記載例及び注意事項

裏面に事務組合の名称と電話番号を記載してください。

様式第34号の8（表面）

労働者災害補償保険 特別加入に関する変更届 特別加入脱退申請書（中小事業主等及び一人親方等）

帳票種別 3 6 2 4 1

◎裏面の注意事項を読んでから記載してください。
※印の欄は記載しないでください。（職員が記載します。）

※受付年月日 7 平成 元号 年 月 日

特別加入の承認に係る事業

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号					枝番号	
	3	5	1	0	8	9	3	0	0	0	5	0	0	5

事業の名称：厚生労働塗装有限会社

事業場の所在地：○○市○－○－○

変更届の場合（特別加入者のうち一部に変更がある場合）

今回の変更届に係る者　合計：1 人
内訳（変更：　人、脱退：　人、加入：1 人）　＊この用紙に記載しきれない場合には、別紙に記載すること。

特別加入者に関する事項の変更

変更年月日	変更を生じた者のフリガナ・氏名	中小事業主又は一人親方との関係（地位又は続柄）	業務又は作業の内容
年 月 日		変更前	変更前
生年月日 年 月 日	変更後のフリガナ・氏名	変更後 1 本人 3 役員（ ） 5 家族従事者（ ）	
※整理番号			
変更年月日 年 月 日	変更を生じた者のフリガナ・氏名	中小事業主又は一人親方との関係（地位又は続柄）	業務又は作業の内容
生年月日 年 月 日		変更前	変更前
※整理番号	変更後のフリガナ・氏名	変更後 1 本人 3 役員（ ） 5 家族従事者（ ）	変更後

記載事項のない欄には斜線を引いてください。

特別加入者の異動（特別加入者でなくなった者）

異動年月日	フリガ氏
年 月 日	
異動年月日 年 月 日	フリガ氏

【注意事項】
業務に従事していなかった者が、業務に従事することになった場合は、その者を包括して加入しなければなりません。

特別加入者の異動（新たに特別加入者になった者）

特別加入予定者			業務又は作業の内容		特定業務・給付基礎日額	
異動年月日 ○ 年 7 月 3 日	中小事業主又は一人親方との関係（地位又は続柄）		業務又は作業の具体的内容：一般建築物の塗装（トルエン・キシレン・エチルベンゼン）	除染作業	従事する特定業務	業務歴
フリガナ 氏名 コウセイ サブロウ 厚生 三郎	1 本人 3 役員（取締役） 5 家族従事者（ ）			1 有 3 無	1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 7 有機溶剤 9 該当なし	最初に従事した年月：平成○年 4 月
生年月日 昭和52 年 10 月 10 日			労働者の始業及び終業の時刻（中小事業主等のみ）9 時 00 分～ 17 時 30 分			従事した期間の合計：14 年間 3 ヶ月
						希望する給付基礎日額：9,000 円
異動年月日 年 月 日	中小事業主又は一人親方との関係（地位又は続柄）		業務又は作 休憩時間 12：00～13：00	除染作業	従事する特定業務	業務歴
フリガナ 氏名	1 本人 3 役員（ ） 5 家族従事者（ ）			1 有 3 無	1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 7 有機溶剤 9 該当なし	最初に従事した年月：年 月
生年月日 年 月 日			労働者の始業及び終業の時刻（中小事業主等のみ）時 分～ 時 分			従事した期間の合計：年間 ヶ月
						希望する給付基礎日額：円

変更決定を希望する日（変更届提出の翌日から起算して30日以内）：○ 年 7 月 3 日

脱退申請の場合

以下の＊欄は、承認を受けた事業に係る特別加入者の全員を特別加入者でないこととする場合に限って記載すること。

＊申請の理由（脱退の理由）	＊脱退を希望する日（申請日から起算して30日以内）
	年 月 日

折り曲げる場合には（▶）の所で折り曲げてください。

上記のとおり 変更を生じたので届けます。 特別加入脱退を申請します。

○ 年 6 月 7 日

山口 労働局長 殿

〒 ××× － ××××　電話（ ××× ）××× － ××××

事業主の 住所：○○市○－○－○
氏名：厚生労働塗装有限会社 代表取締役 厚生 太郎
（法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名）

様式は、労働基準監督署で入手できるほか、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

特別加入に関する変更届の記載例及び注意事項

裏面に事務組合の名称と電話番号を記載してください。

様式第34号の8（表面）

労働者災害補償保険 特別加入に関する変更届 特別加入脱退申請書（中小事業主等及び一人親方等）

帳票種別 3 6 2 4 1

◎裏面の注意事項を読んでから記載してください。
※印の欄は記載しないでください。（職員が記載します。）

※受付年月日 7 平成 元号 年 月 日

特別加入の承認に係る事業

労働保険番号 府県 3 5 所掌管轄 1 0 基幹番号 8 9 3 0 0 0 5 枝番号 0 0 5

事業の名称：厚生労働塗装有限会社

事業場の所在地：○○市○－○－○

今回の変更届に係る者　合計：1 人
内訳（変更：　人、脱退：1 人、加入：　人）
*この用紙に記載しきれない場合には、別紙に記載すること。

変更届の場合（特別加入者のうち一部に変更がある場合）

特別加入者に関する事項の変更

変更年月日	変更を生じた者の フリガナ 氏名	中小事業主又は一人親方との関係（地位又は続柄）	業務又は作業の内容
年		変更前	
生年月日 年			
※整理番号		5 家族従事者（　）	
変更年月日 年 月 日	変更を生じた者の フリガナ 氏名	中小事業主又は一人親方との関係（地位又は続柄） 変更前	業務又は作業の内容 変更前
生年月日 年 月 日	変更後の フリガナ 氏名	変更後 1 本人 3 役員（　） 5 家族従事者（　）	変更後
※整理番号			

複数の変更を届け出る場合は、変更決定を希望する日が異なることがありますので、注意してください。

脱退の理由を記載してください。

特別加入者の異動（特別加入者でなくなった者）

異動年月日	フリガナ 氏名	生年月日	※整理番号
○ 年 6 月 30 日	コウセイ サブロウ 厚生 三郎	昭和52 年 10 月 10 日	役員退任のため
異動年月日 年 月	フリガナ 氏名	生年月日	※整理番号

特別加入者の異動（新たに特別加入者になった者）

特別加入	務・給付基礎日額
異動年月日 年 月	業務歴
フリガナ 氏名	に従事した年月 年 月
生年月日 年 月	した期間の合計 年間 ヶ月
	する給付基礎日額 円
異動年月日 年 月	業務歴
フリガナ 氏名	に従事した年月 年 月
生年月日 年 月 日	した期間の合計 年間 ヶ月
5 家族従事者（　） 労働者の始業及び終業の時刻（中小事業主等のみ） 時 分～ 時 分	9 該当なし 希望する給付基礎日額 円

【自動消滅の場合】

特別加入者としての要件に該当しなくなった場合は、特別加入者としての地位が消滅します。

この場合、「異動年月日」と「変更決定を希望する日」はその事由が発生した日となります。

自動消滅の主な事由：死亡、役員退任

注）自動消滅以外の理由（必要なくなった等）による遡及脱退は認められません。

変更決定を希望する日（変更届提出の翌日から起算して30日以内）　○ 年 6 月 30 日

折り曲げる場合には（▶）の所で折り曲げてください。

脱退申請の場合

以下の*欄は、承認を受けた事業に係る特別加入者の全員を特別加入者でないこととする場合に限って記載すること。

*申請の理由（脱退の理由）	*脱退を希望する日（申請日から起算して30日以内）
	年 月 日

上記のとおり 変更を生じたので届けます。 特別加入脱退を申請します。

○ 年 7 月 7 日

山口 労働局長 殿

〒 ××× － ××××　電話（ ××× ）××× － ××××

住所 ○○市○－○－○

事業主の 氏名 厚生労働塗装有限会社 代表取締役 厚生 太郎
（法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名）

保険料は、要件に該当しなくなった「異動年月日」の属する月までの算定となります。

様式は、労働基準監督署で入手できるほか、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

特別加入脱退申請書の記載例及び注意事項

裏面に事務組合の名称と電話番号を記載してください。

様式第34号の8（表面）

労働者災害補償保険 特別加入に関する変更届 特別加入脱退申請書（中小事業主等及び一人親方等）

帳票種別 3 6 2 4 1

◎裏面の注意事項を読んでから記載してください。
※印の欄は記載しないでください。（職員が記載します。）

※受付年月日 7 平成 元号 年 月 日

特別加入の承認に係る事業

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
	3 5	1	0 8	9 3 0 0 0 5	0 0 5

事業の名称：厚生労働塗装有限会社

事業場の所在地：○○市○－○－○

変更届の場合（特別加入者のうち一部に変更がある場合）

今回の変更届に係る者　合計：　人
内訳（変更：　人、脱退：　人、加入：　人）　＊この用紙に記載しきれない場合には、別紙に記載すること。

特別加入者に関する事項の変更

変更年月日	変更を生じた者のフリガナ 氏名	中小事業主又は一人親方との関係（地位又は続柄）	業務又は作業の内容
年 月 日		変更前	変更前
生年月日 年 月 日	変更後のフリガナ 氏名	変更後 1 本人 3 役員（　） 5 家族従事者（　）	変更後
※整理番号			
変更年月日 年 月 日	変更を生じた者のフリガナ 氏名	中小事業主又は一人親方との関係（地位又は続柄）	業務又は作業の内容
生年月日 年 月 日	変更後のフリガナ 氏名	変更前	変更前
※整理番号		変更後 1 本人 3 役員（　） 5 家族従事者（　）	変更後

特別加入者の異動（特別加入者でなくなった者）

異動年月日	フリガナ 氏名	生年月日	※整理番号
年 月 日		年 月 日	
異動年月日 年 月			

特別加入者の異動（新たに特別加入者になった者）

特別加入	業務・給付基礎日額
異動年月日 年 月	業務歴
フリガナ 氏名	に従事した年月 年 月
生年月日 年 月	した期間の合計 年間 ヶ月
	する給付基礎日額 円
異動年月日 年 月	業務歴
フリガナ 氏名	に従事した年月 年 月
生年月日 年 月 日	従事した期間の合計 年間 ヶ月
	希望する給付基礎日額 円

1 本人 3 役員（　） 5 家族従事者（　）

労働者の始業及び終業の時刻（中小事業主等のみ） 時 分～ 時 分

1 有 3 無

1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 7 有機溶剤 9 該当なし

変更決定を希望する日（変更届提出の翌日から起算して30日以内） 年 月 日

折り曲げる場合には（▶）の所で折り曲げてください。

【注意事項】

●任意脱退の承認
申請者が脱退を希望する日となります。

●自動消滅
特別加入者としての地位が消滅した日を記載してください。
自動消滅の主な事由：委託解除、死亡

注）自動消滅以外の理由（必要なくなった等）による遡及脱退は認められません。

脱退申請の場合

以下の＊欄は、承認を受けた事業に係る特別加入者の全員を特別加入者でないこととする場合に限って記載すること。

＊申請の理由（脱退の理由）：事業廃止のため

＊脱退を希望する日（申請日から起算して30日以内）：○ 年 3 月 31 日

上記のとおり 変更を生じたので届けます。 特別加入脱退を申請します。

○ 年 3 月 25 日

山口 労働局長 殿

〒 ××× － ××××　電話（ ××× ）××× － ××××

事業主の 住所 ○○市○－○－○
氏名 厚生労働塗装有限会社 代表取締役 厚生 太郎
（法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名）

様式は、労働基準監督署で入手できるほか、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

労働保険事務組合における一人親方等団体の特別加入者の手続

1　提出書類について

一人親方等団体の特別加入者の労働保険年度更新手続に係る関係書類の提出先及び提出期限等は以下のとおりです。
関係書類については、期限までに提出されないと給付基礎日額の変更承認が受けられない場合がありますので、提出期限は厳守願います。

関係書類名	提出部数	提出先	提出期限
①一人親方等名簿	1部	所轄労働基準監督署又は労働局	7月10日
②給付基礎日額変更申請書 （特様式第2号） ※変更ある場合のみ提出。 3月中に提出している場合は提出不要	1部	所轄労働基準監督署又は労働局	7月10日
③特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳 （別紙様式第2号）	1部	所轄労働基準監督署又は労働局	7月10日
④労働保険料算定基礎額総計内訳書	1部	所轄労働基準監督署又は労働局	7月10日
⑤保険料申告書内訳 （組様式第6号（乙））	1部	所轄労働基準監督署又は労働局	7月10日
⑥労働保険概算・確定保険料申告書	1部	金融機関（同時納付の場合のみ） 所轄労働基準監督署又は労働局	7月10日
※提出期限については、7月10日が土・日曜日の場合、翌月曜日（7月11日又は7月12日）となります。			

上記①②④⑤及び「特別加入に関する変更届」は厚生労働省又は山口労働局のホームページからダウンロードすることができます。

２　一人親方名簿

一人親方名簿は、前年度（確定年度）に加入期間が１日でも含まれる者の名簿を作成します。

※作成上の留意点

①一人親方名簿に記載してある「注意」をよくお読みください。

②一人親方名簿の「給付基礎日額」欄については、前年度（確定年度）の給付基礎日額を記載してください。

※様式は山口労働局のHPからダウンロードしてください。

（必要事項の記載があれば、団体が任意に作成した名簿で提出することも可能です。）

３　給付基礎日額変更申請書の作成

既に承認を受けた給付基礎日額について、変更の希望がある場合には、以下の期間中に「給付基礎日額変更申請書」（特様式第2号）の提出が必要となります。なお、当該期間中以外での変更申請は認められませんのでご注意ください。（受付後の訂正はできませんので、正確な記入をお願いします。）

①　前年度の3月2日から3月31日の間

②　年度更新期間（6月1日から7月10日の間）

注１：②の期間での申請の場合、4月1日から「給付基礎日額変更申請書」を行政が受付した日までに災害が発生している場合は、給付基礎日額変更は認められません。

注２：①の期間に給付基礎日額変更の申請をした特別加入者が②の期間中に再度給付基礎日額の変更申請をすることはできません。当年度に加入した特別加入者も年度更新時に給付基礎日額を変更することはできません。

３月に給付基礎日額を変更した者については、年度更新時に再度、日額変更申請書を記載していただく必要はありません。

また、給付基礎日額は、保険料の算定基礎となるばかりでなく、万が一保険給付を受ける事態が発生した場合の保険給付額の基礎となるものです。

そのため、給付基礎日額は、特別加入者の所得水準に応じた適正な額を申請することとされておりますので、所得水準の調査を行った結果、所得水準と比較して著しく低水準又は高水準な額で申請されていると判断される場合には、適正と認められる額で決定することとなりますので、給付基礎日額は適正な額で申請されますようご留意願います。

４特別加入保険料の算定

（１）特別加入保険料の基本的な計算方法

既に承認を受けた給付基礎日額により算定される保険料算定基礎額（「特別加入保険料算定基礎額月割早見表」を参照。）に、第２種特別加入保険料率（「第２種特別加入保険料率表」を参照。）を乗じて得た額が年間の特別加入保険料となります。

＜計算例＞
建設の事業（保険料率1000分の17）の特別加入者で、承認を受けた給付基礎日額が12,000円の場合（加入月数12か月）。
保険料基礎額4,380,000円
4,380,000円×17/1000＝74,460円…特別加入保険料

（２）特別加入保険料の特例計算（月割計算）の計算方法

年度途中で新たに特別加入した者及び特別加入者でなくなった者で、届出により承認を受けた者の保険料については、特例として特別加入期間の月数に応じた特例計算（月割計算）が認められています。
特例計算（月割計算）の方法は次のとおりです。
①　保険料算定基礎額を12で除します。なお、円未満の端数がある場合は、これを1円に切り上げます。（「特別加入保険料算定基礎額表」中の「１か月あたりの保険料算定基礎額」を参照。）
②　①で得た額に加入月数（１か月未満の期間がある場合は、これを１か月に切り上げます。）
③　②で得た額（千円未満は切り捨て。）に、第２種特別加入保険料率を乗じます。これにより得た額が、特例計算（月割計算）保険料となります。

＜計算例＞
建設の事業（保険料率1000分の17）の特別加入者で、承認を受けた給付基礎日額が14,000円の場合であって、年度途中（10月5日）で脱退した場合の特別加入保険料。
保険料基礎額5,110,000円
①5,110,000円÷12か月＝425,833.33…＝425,834（円未満切り上げ）
②425,834×7か月＝2,980,838円
→2,980,000円（千円未満切り捨て）
③2,980,000円×17/1000＝50,660円…特別加入保険料

（３）特別加入者が複数いる場合の保険料の計算方法

特別加入者が複数いる場合の保険料については、特別加入者それぞれの保険料算定基礎額を合計し、この合計の千円未満の端数を切り捨てた額に第２種特別加入保険料率を乗じて得た額となります。

＜計算例＞
建設の事業（保険料率1000分の17）に係る、下記の特別加入者3名の特別加入保険料。
Ａさん：1年間を通じて特別加入（給付基礎日額16,000円）
Ｂさん：10月31日に脱退（給付基礎日額14,000円）
Ｃさん：11月1日から新規加入（給付基礎日額10,000円）
(1)各人の保険料算定基礎額を算出します。
Ａさん：5,840,000円…①
Ｂさん：2,980,838円（(5,110,000円÷12)×7か月）…②
Ｃさん：1,520,835円（(3,650,000円÷12)×5か月）…③
(2)上記3名の保険料算定基礎額を合計します。
①＋②＋③＝10,341,673円
(3)上記合計額の千円未満を切り捨てた額に第二種特別加入保険料率を乗じて得た額が特別加入保険料となります。
10,341,000円×17/1000＝175,797円

５　確定保険料の申告及び納付

特別加入者に係る確定保険料は、前年度（4月1日から翌3月31日まで）の期間中に継続して加入していた者、年度途中で新規加入した者及び年度途中で脱退した者に係る保険料を計算して、前年度に納付された概算保険料を精算するものです。

精算の結果、前年度に納付された概算保険料より確定保険料が多い場合には、その差額を（新年度概算保険料と併せて）納付することになります。一方、納付された概算保険料より確定保険料が少ない場合には、その差額を新年度概算保険料に充当するか、還付することになります。

保険料の計算方法については、前記４を参照してください。

６　労働保険料算定基礎額総計内訳書

前年度（確定年度）以前から加入していて引き続き当年度以降も継続して加入する特別加入者を、給付基礎日額別に記載してください。

前年度中に加入、脱退した特別加入者については、月割計算に該当しなくても下記７の特例計算対象者内訳へ記入してください。

労働保険料算定基礎額総計内訳書
（ 一人親方 ）

一人親方名簿	2	枚添付
特例計算内訳	1	枚添付

令和5年度	労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号						枝番号		
		3 5	1	0 2	9	0	1	2	7	8	0	0	1

①給付基礎日額	②保険料算定基礎額	③特別加入者数	④ （②×③） 保険料算定基礎額
25,000円	9,125,000 円	人	円
24,000円	8,760,000 円	5	43,800,000
22,000円	8,030,000 円	1	8,030,000
20,000円	7,300,000 円	3	21,900,000
18,000円	6,570,000 円	1	6,570,000
16,000円	5,840,000 円		
14,000円	5,110,000 円		
12,000円	4,380,000 円		
10,000円	3,650,000 円	1	3,650,000
9,000円	3,285,000 円		
8,000円	2,920,000 円		
7,000円	2,555,000 円		
6,000円	2,190,000 円		
5,000円	1,825,000 円		
4,000円	1,460,000 円		
3,500円	1,277,500 円	3	3,832,500
小　計		14	87,782,500
特例計算対象者内訳：の合計（人数は平均値）		1	4,319,170
合　計		15	92,101,670

令和7年6月10日

郵便番号（ ***-**** ）

電話番号（ ****-**-**** ）

住 所 ----------

団 体

名 称 一人親方団体〇〇

労働保険番号ごとに作成してください。

給付基礎日額ごとに、人数及び②×③の金額を記入してください。

特例計算対象者内訳の合計金額、平均人数を記入してください

7　特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳

前記４の（２）により、年度途中で新たに特別加入した者及び特別加入者でなくなった者については、「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」（別紙様式第２号）を作成しなければなりません。

この様式は、労働保険概算・確定保険料申告書に添付して所轄労働基準監督署又は労働局労働保険徴収室に提出（郵送可）してください。

注）年度途中で新たに特別加入した者及び特別加入者でなくなった者とは

確定年度の4月1日から翌年3月31日の期間中に、新規加入した者、脱退した者のことです。算定期間が12か月であっても年度内に異動があった場合はこちらに算入してください。（脱退するにはその都度変更届が必要です。）

別紙様式第2号

特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳

（労働保険事務組合用）

令和　６　年度分

1　枚のうち　1枚目

労働保険番号	府県		所掌	管轄	基幹番号					
	3	5	1	0	2	9	0	1	2	7	8

枝番号	特別加入者氏名	給付基礎日額	当該保険料算定期間における特別加入期間	特例による理由	加入月数	1月分の保険料算定基礎額	特例による保険料算定基礎額
0 0 1	○○	円 16,000	6年4月1日 ～ 6年10月31日	1 加入 (2) 脱退、自動消滅等	月 7	円 486,667	円 3,406,669
0 0 1	××　　人	円 10,000	7年1月1日 ～ 7年3月31日	(1) 加入 2 脱退、自動消滅等	月 3	円 304,167	円 912,501
		円	年　月　日 ～ 年　月　日	1 加入 2 脱退、自動消滅等	月	円	円
計	2						4,319,170

8　概算保険料の申告及び納付

特別加入者に係る概算保険料は、引き続き継続して加入する者及び新たに加入する者に係る保険料を計算して、納付するものです。

ただし、当年度の概算保険料算定基礎額総計が、前年度の確定保険料算定基礎額総計の１００分の５０以上で１００分の２００以下である場合は、前年度の保険料算定基礎額総計を当年度の保険料算定基礎額総計として記入します。

なお、概算保険料の年度途中の増額減額の訂正申告についても、上記の基準を満たす場合であって、かつ、保険料の差額が13万円未満の場合は原則不要となります。

9　保険料申告書内訳

「保険料申告書内訳」（組様式第6号（乙））は、労働保険概算・確定保険料申告書に記載する申告額の内訳を記入するものです。

労働保険事務組合が作成し、前記５と同様、労働保険概算・確定保険料申告書に添付して提出することになります。

労働保険料等の滞納に対する事務処理

滞納とは

労働保険料等が所定の納期限までに納付されていない状態のことをいいます。
法定納期限は、第１期が７月10日、第２期が当年11月14日、第３期が翌年２月14日となります。
※納期限が土曜日にあたる場合はその翌々日、日曜日、祝日にあたる場合はその翌日となります。

労働保険料等を滞納している委託事業場の報告

労働保険料等を滞納している委託事業場（以下、「滞納事業場」といいます。）のある事務組合は、「滞納事業場報告書」を法定納期限経過後15日以内の指定した期限内に提出しなければなりません。

滞納事業場報告書の報告期限

令和７年度

期別（区分）	作　成　日	報告期限
前年度（62.72） 1期（21）	7月10日現在 《9月8日現在》	7月24日 《9月16日》
2期（22）	11月14日現在	11月28日
3期（23）	2月16日現在	2月24日

check！

《　》内は口座振替利用組合

納入事業場の報告

「滞納事業場報告書」に記載されている滞納事業場の労働保険料等が納入された場合は、１か月ごとにとりまとめ、翌月10日までに「労働保険料等納入事業報告書」（以下「納入事業場報告書」といいます。）を提出してください。

督促状による督促

納期限を経過しても納付がない場合は、「滞納事業場報告書」を基に滞納事業場ごとに「督促状」を作成し、事務組合に送付しますので、速やかに事業主に送付してください。

延滞金の納付責任

政府から滞納事業主に係る督促状を受けた事務組合が、事務処理規約等の定めるところにより、事業主に対し、督促があった旨の通知をしないため、督促状の指定期限までに納付できず、延滞金を徴収される場合は、その限度において、事務組合の納付責任となります。

労働保険料等の滞納に対する事務処理

納入督励事蹟の管理

滞納事業場のある事務組合は、滞納事業場に督促状を送付するとともに、督促状の指定期限までに労働保険料等を納入しない場合には、滞納事業場に対し、文書、電話又は訪問により納入督励を行った事実を詳細に記録してください。

→ 様式一覧

納入督励事蹟の報告

納入督励を行った事蹟については、四半期ごとにとりまとめ、翌月10日までに提出してください。
なお、当該報告は、現年度のみならず過年度保険料の滞納事業場を含みます。
※報告様式は任意です。

債務承認書及び納付計画書の送付等

事務組合における納入督励を行ってもなお、納付がなされない滞納事業場については、事務組合に対し、滞納事業場に係る「債務承認書兼納付計画書」を送付します。
事務組合は、滞納事業場から「債務承認書兼納付計画書」を徴し、労働局に返送してください。

事故事業場報告書の提出

倒産、事業主が行方不明等で、労働保険料等の滞納がある場合、又は滞納の恐れがある場合については、事前に労働局に連絡の上、「事故事業場報告書」を速やかに提出してください。
その後は労働局が直接滞納整理を実施します。

滞納整理事務の流れ

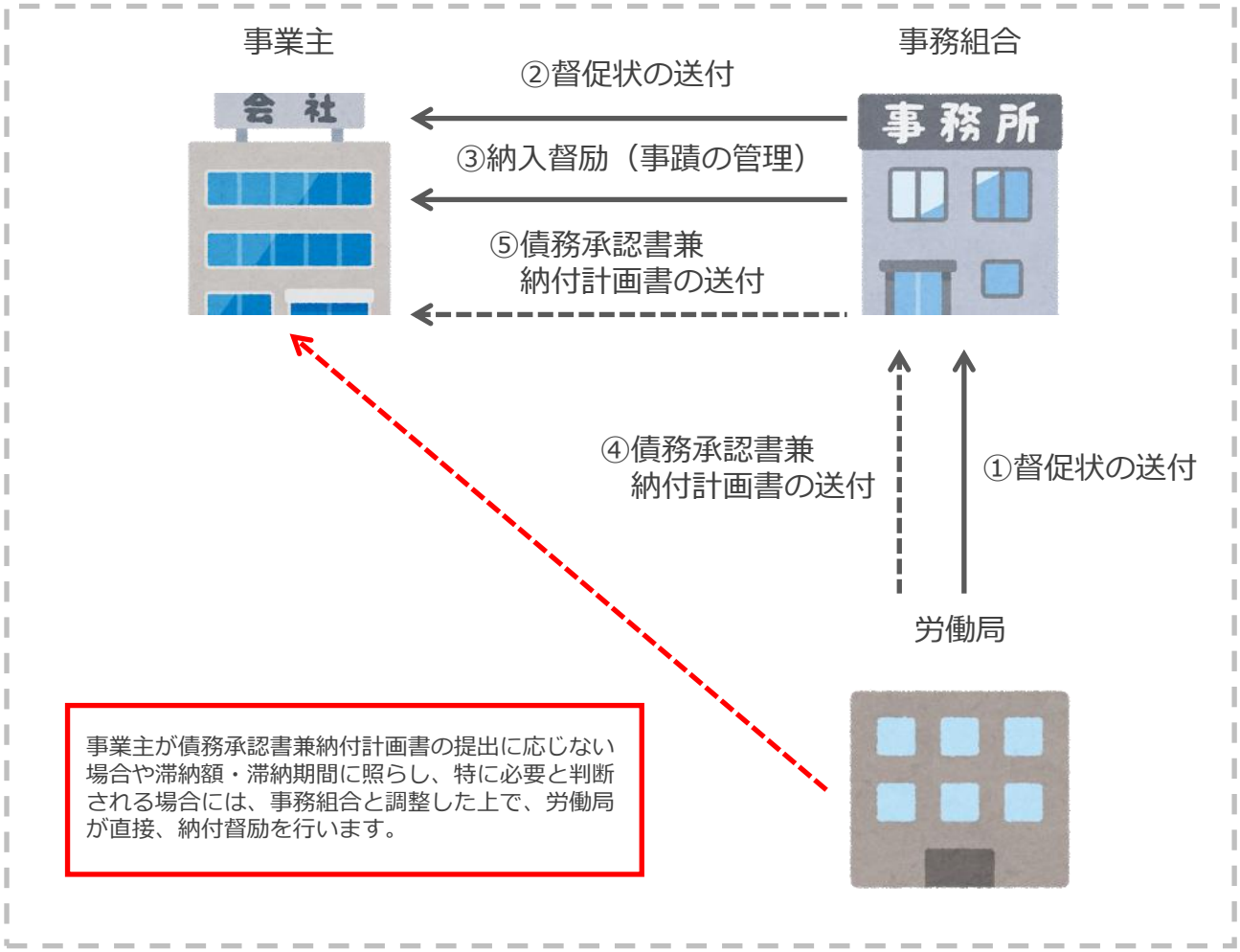

労働保険料等の滞納に対する事務処理

滞納充当の事務処理

●滞納充当とは

確定保険料が概算保険料を下回る場合、その差額は過納額として、翌年度へ充当されることになります。
通常、委託解除の場合は、当該事業場へ還付することになりますが、滞納事業場については、還付せずに、政府に納付しなければなりません。（延滞金を含む。）
これを「滞納充当」といいます。

・年度更新時に確定保険料が概算保険料の額を下回り、かつ、概算保険料3期分の滞納がある場合の例

1期　10万円 納付	2期　10万円 納付	3期　10万円 滞納

確定保険料　13万円	充当　17万円

還付　7万円	滞納充当　10万円

【滞納充当の事務処理】
①17万円は、納付があったものとして、翌年度へ充当される。
②充当により事務組合保管額として残るため、保管金とせずに、政府に納付する。（滞納充当）
③結果として、納め過ぎになる７万円を事業主に還付する。

上記の滞納事業場をＣ社とし、事務組合全体としてみたとき　（単位：万円）

	4年度概算額	4年度確定額	充当額	5年度概算額	納付すべき額
Ａ社	15	13	2	13	11
Ｂ社	18	21	▲3	21	24
Ｃ社	30	3.31 委託解除　13	17	－	－
事務組合全体	63	47	16	34	18

Ｃ社を除いたとき

	4年度概算額	4年度確定額	充当額	5年度概算額	納付すべき額
Ａ社	15	13	2	13	11
Ｂ社	18	21	▲3	21	24
事務組合全体	33	34	▲1	34	35

【解説】
Ｃ社の充当額は、実際に納付していない10万円を含めて減じているため、事務組合全体としての納付すべき額が、減額されていることになります。
Ｃ社を除いたときは、Ａ社、Ｂ社から合計35万円を領収することになりますので、10万円は政府に納付すべき額ということになります。

【滞納充当となる場合】
次のすべてに該当する場合は、滞納充当の処理が必要となります。
①前年度の概算保険料に滞納がある。
②年度更新時に充当になる。
③②の充当額が今年度の概算保険料より多くなる。

滞納事業場報告書の記載要領及び記載例

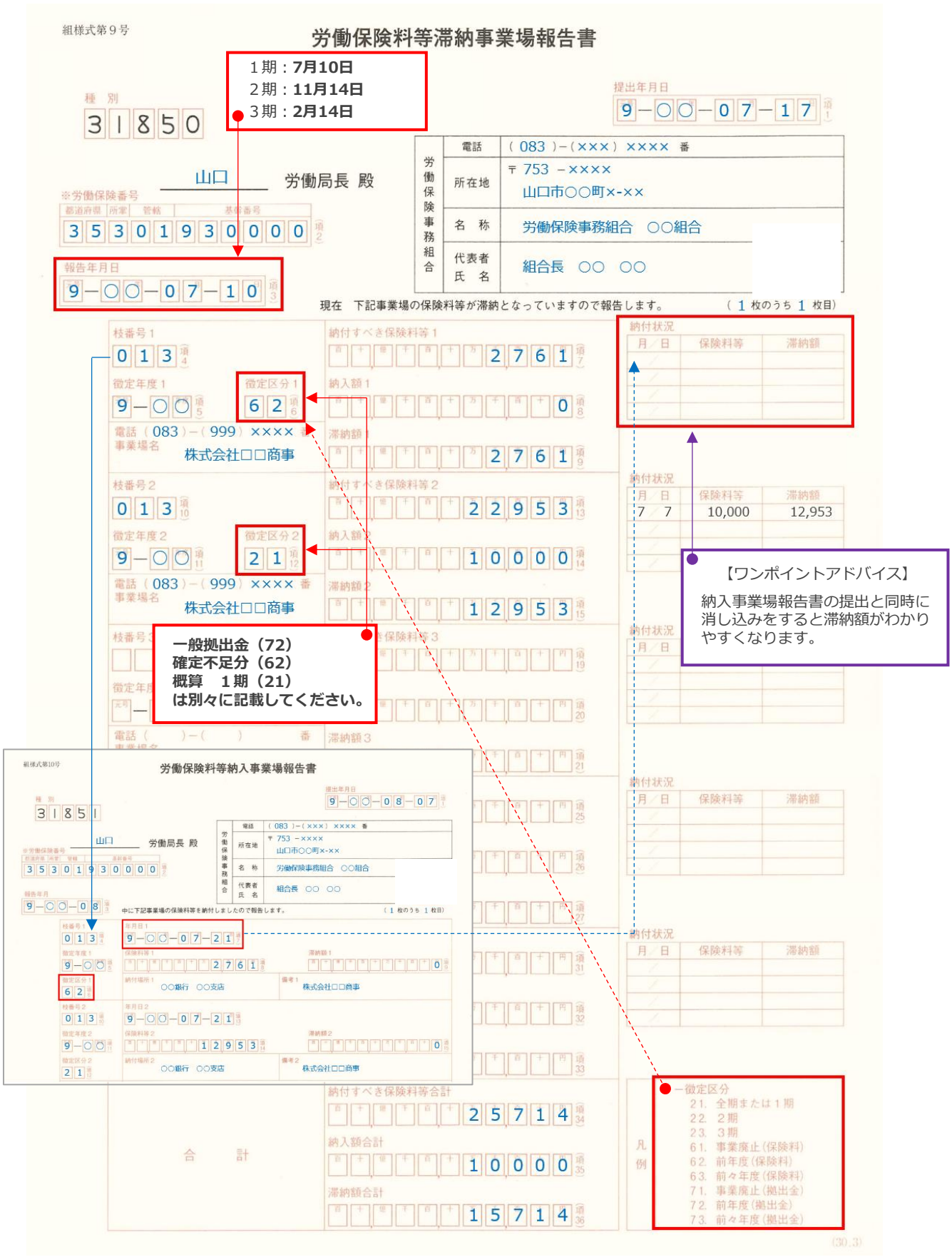

納入事業場報告書の記載要領及び記載例

組様式第10号

労働保険料等納入事業場報告書

翌月10日まで

政府へ納付した日【正】
事業主から領収した日【誤】

種 別 31851

提出年月日 9－○○－08－07

山口 労働局長 殿

※労働保険番号 都道府県 所掌 管轄 基幹番号 3530193 0000

労働保険事務組合		
	電話	（083）－（×××）××××番
	所在地	〒753－×××× 山口市○○町×-××
	名 称	労働保険事務組合 ○○組合
	代表者氏名	組合長 ○○ ○○

報告年月 9－○○－08

中に下記事業場の保険料等を納付しましたので報告します。 （1 枚のうち 1 枚目）

確認のため事業場名を記載してください。

枝番号	年月日	徴定年度	保険料等	徴定区分	納付場所	滞納額	備考
013	9－○○－07－21	9－○○	2761	62	○○銀行 ○○支店	0	株式会社□□商事
013	9－○○－07－21	9－○○	12953	21	○○銀行 ○○支店	0	株式会社□□商事
003	9－○○－07－21	9－○○	54658	23	○○銀行 ○○支店	0	株式会社△△ 滞納充当
枝番号4	年月日4					滞納額4	備考4
						滞納額	備考5
						滞納額合計	0

check！

・滞納充当及び延滞金の納付については、「滞納充当」又は「延滞金」と記載してください。

・減額訂正により滞納保険料が減額される場合は「減額充当」と記載してください。

領収済通知書 （労働保険）（国庫金） ¥0123456789

30820 山口労働局 00075558 0847 6118 07

3530193000 0－013 9－06 62 ¥2761

〒753－××××
山口市○○町×-××
労働保険事務組合 ○○組合
組合長 ○○ ○○ 殿

04

〒753-8510
山口市中河原町6－16 山口地方合同庁舎2号館
山口労働局労働保険特別会計歳入徴収官

納付の場所 日本銀行（本店・支店・代理店又は歳入代理店）、所轄都道府県労働局

（官庁送付分）

（注） 1. この報告書は、労働保険料等滞納事業場報告書（組様式第9号）により報告した事業場のうち、その後納付したものにつき1ヶ月分をとりまとめ、翌月10日までに報告すること。
2. 納付場所欄には銀行名（支店名まで）、郵便局名、都道府県労働局又は労働基準監督署の別を表示すること。

一般拠出金（72）
確定不足分（62）
概算 1期（21）
は別々に作成してください。

(30.3)

督励事蹟管理票の記載要領及び記載例

同一事業主につき、複数の労働保険番号が滞納となっている場合は、労働保険番号を併記してください。

参考様式

督励事蹟管理票

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	提出年月日
	3 5	3	0 1	9 3 0 0 0 0	0 1 3	○年　○月　○日

第１四半期：7月10日まで
第２四半期：10月10日まで
第３四半期：1月10日まで
第４四半期：4月10日まで

事業場名	株式会社□□商事
事業場の所在地	山口市○○町×－×
委託解除の理由	
委託解除年月日	年　月　日

【督励事蹟】

年月日	督励事蹟
○．○．○	事業所へ電話督励。社長対応。○○年度第１期保険料が未納となっていることについて、理由を聞いたところ、予定していた契約が相手の都合でキャンセルとなり、資金繰りが厳しいが、近いうちには目途がつくので来月25日までには支払うとのこと。
○．○．○	事業所へ電話督励。社長対応。今月の納入見込みを聞いたところ、売上減少により今月も厳しい。従業員への給与の支払いもあるため、来月まで待ってほしいとのこと。延滞金の説明を行った上で、来月、改めて電話する旨を伝えた。
○．○．○	事業所へ電話督励。社長対応。今月の納入見込みを聞いたところ、入金が25日にあるので、その際、事務所を訪問し、支払うとのこと。
○．○．○	事業所へ訪問督励。社長対応。25日に来訪がなかったことについて、理由を聞いたところ、税務署への支払いもあり、納入できなかったとのこと。すでに第2期保険料の納期限も経過していることから、今後の納入見込みを相談したところ、来月から毎月1万円ずつの分割納付をお願いしたいとのことなので、労働局から届いた債務承認書兼納付計画書を作成した。※債務承認書兼納付計画書は、○月○日労働局へ提出済。

(委託解除の場合)

年月日	督励事蹟
○．○．○	事業主と委託解除について合意したことから、委託解除通知書を作成し、関係書類とともに送付した。
○．○．○	委託解除届等の書類の返送がないため、事業所へ電話をかけるも応答なし。
○．○．○	委託解除届等の書類の返送がないため、事業所へ電話をかけるも応答なし。
○．○．○	委託解除届等の書類の返送がないため、事業所へ電話をかけると「お客様のご都合によりおつなぎできません。」のメッセージが流れたことから、事務所を訪問したが施錠された状態になっていた。
○．○．○	事業主と連絡が取れない状態にあることから、事務処理規定に基づき、内容証明郵便を送付。
○．○．○	郵便物が「あて所に尋ねあたりません。」として返還されたため、事務処理規約に基づき、委託解除手続きを行うこととした。

【特記事項】

事務手続一覧表（委託事業場に係る手続）

以下のときは手続が必要です。

こんなとき	必要な書類	手続先
委託を受けたとき	申告書（増額訂正の報告）、申告書内訳	労働局
一元適用事業（末尾0）	成立届	安定所
	特別加入申請書（中小事業主等）	監督署
二元適用事業（末尾2）	成立届	安定所
二元適用事業（末尾4.5.6）	成立届	監督署
	特別加入申請書（中小事業主等）	監督署
その他の適用事業（末尾8）	成立届（第２種特別加入）	監督署
	特別加入申請書（一人親方等）	監督署
	特別加入申請書（海外派遣者）	監督署
名称、所在地等の変更があったとき		
一元適用事業（末尾0）	名称、所在地等変更届	安定所
二元適用事業（末尾2）	名称、所在地等変更届	安定所
二元適用事業（末尾4.5.6）	名称、所在地等変更届	監督署
	特別加入に関する変更届（中小事業主等）	監督署
その他の適用事業（末尾8）	名称、所在地等変更届	監督署
	特別加入に関する変更届（一人親方等）	監督署
事業の種類の変更があったとき		
一元適用事業内での変更	名称、所在地等変更届	安定所
二元適用事業内での変更	名称、所在地等変更届	監督署
一元適用事業から二元適用事業	委託解除届（末尾0）	安定所
	成立届（末尾2）	安定所
	成立届（末尾4.5.6）	監督署
二元適用事業から一元適用事業	委託解除届（末尾2）	安定所
	委託解除届（末尾4.5.6）	監督署
	成立届（末尾0）	安定所
特別加入に関する変更があったとき		
氏名、業務又は作業の内容等の変更	特別加入に関する変更届	監督署
特別加入者の異動	特別加入に関する変更届	監督署
給付基礎日額の変更	給付基礎日額変更申請書	監督署
特別加入の脱退	特別加入脱退申請書	監督署
委託を解除したとき	申告書（減額訂正の報告）、申告書内訳	労働局
一元適用事業（末尾0）	委託解除届	安定所
二元適用事業（末尾2）	委託解除届	安定所
二元適用事業（末尾4.5.6）	委託解除届	監督署
その他の適用事業（末尾8）	委託解除届	監督署

事務手続一覧表（委託事業場に係る手続）

以下のときは手続が必要です。

こんなとき	必要な書類	手続先
継続事業の一括をしようとするとき		
一元適用事業（末尾0）	継続事業一括認可・追加・取消申請書 成立届（すでに成立している場合は不要） 委託解除届	安定所
二元適用事業（末尾2）		安定所
二元適用事業（末尾4）（03林業）		監督署
二元適用事業（末尾6）		監督署
一括する事業を追加するとき		
一元適用事業（末尾0）	継続事業一括認可・追加・取消申請書 成立届（すでに成立している場合は不要） 委託解除届	安定所
二元適用事業（末尾2）		安定所
二元適用事業（末尾4）（03林業）		監督署
二元適用事業（末尾6）		監督署
一括されている事業を取り消すとき		
一元適用事業（末尾0）	継続事業一括認可・追加・取消申請書	安定所
二元適用事業（末尾2）		安定所
二元適用事業（末尾4）（03林業）		監督署
二元適用事業（末尾6）		監督署
一括されている事業の名称、所在地の変更があったとき		
一元適用事業（末尾0）	継続事業一括変更申請書／継続被一括事業名称・所在地変更届	安定所
二元適用事業（末尾2）		安定所
二元適用事業（末尾4）（03林業）		監督署
二元適用事業（末尾6）		監督署
事業主が代理人を選任（解任）したとき		
一元適用事業（末尾0）	労働保険一般拠出金代理人選任・解任届	安定所
二元適用事業（末尾2）		安定所
二元適用事業（末尾4.5.6）		監督署
その他の適用事業（末尾8）		監督署
	労働者災害補償保険代理人選任・解任届	監督署
	雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届	安定所

雇用保険の手続については、パンフレット
「雇用保険事務手続きの手引き」を参照してください。

ハローワークにて配付しているほか、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

雇用保険事務手続きの手引き　検索

事務手続一覧表（労働保険料に係る手続）

以下のときは手続が必要です。

こんなとき	必要な書類	手続先
年度更新の手続き		
一元適用事業（末尾0）	申告書、申告書内訳	労働局
	特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳	
二元適用事業（末尾2）	申告書、申告書内訳	
二元適用事業（末尾4）	申告書、申告書内訳	労働局
	一括有期事業報告書（立木の伐採の事業）	
	特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳	
二元適用事業（末尾5）	申告書、申告書内訳	労働局
	一括有期事業報告書（建設の事業）	
	一括有期事業総括表（建設の事業）	
	特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳	
二元適用事業（末尾6）	申告書、申告書内訳	労働局
	特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳	
その他の適用事業（末尾8）		労働局
・一人親方等	一人親方等名簿	
	申告書、申告書内訳（第2種特別加入保険料）	
	特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳	
	労働保険料算定基礎額総計内訳書	
・海外派遣者	申告書 第3種特別加入保険料申告内訳 第3種特別加入保険料申告内訳名簿	
	特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳	
確定保険料の申告を訂正するとき	申告書、申告書内訳	労働局
還付請求するとき	労働保険料一般拠出金還付請求書	労働局
滞納があるとき		
滞納事業場の報告	労働保険料等滞納事業場報告書	労働局
納入事業場の報告	労働保険料等納入事業場報告書	
納入督励事蹟の報告	督励事蹟管理票（参考様式）	

※特別加入者の給付基礎日額の変更

給付基礎日額の変更がある場合は、「給付基礎日額変更申請書」を
事前申請期間（3月2日～3月31日）又は事後申請期間（6月1日～7月10日）のいずれかにより、
監督署を経由して労働局に提出してください。ただし、災害発生後の変更は認められません。
なお、第１種、第３種特別加入者については、年度更新期間（6月1日～7月10日）に
「申告書内訳」、「第３種特別加入保険料申告書内訳名簿」により提出することも可能です。

事務手続一覧表（事務組合に係る手続）

以下のときは手続が必要です。

こんなとき	必要な書類	手続先
事務組合の名称、所在地等の変更があったとき		
名称 所在地 代表者　の変更	労働保険事務組合認可申請書記載事項等変更届 （添付書類） 総会等議事録 変更内容が確認できる書類	安定所※
定款の変更があったとき		
	労働保険事務組合認可申請書記載事項等変更届 （添付書類） 定款	安定所※
事務処理規約の変更があったとき		
	労働保険事務組合認可申請書記載事項等変更届 （添付書類） 事務処理規約	安定所※
総会等の議決事項報告		
	事業計画書 収支予算書 事業報告書 収支決算書	労働局
労働保険番号の付与が必要になったとき		
	労働保険事務組合労働保険番号（基幹番号）追加付与願	安定所※
報奨金の交付を受けようとするとき		
	労働保険事務組合報奨金交付申請書 区分経理に係る書類 報奨金の使途に係る確認事項	労働局
事務組合の業務を廃止するとき		
	労働保険事務組合業務廃止届	安定所※

※二元労災のみの事務組合は、監督署

様式一覧

- ☑ 口座振替納付緊急停止依頼（参考様式）
- ☑ 督励事蹟管理票（参考様式）
- ☑ 債務承認書兼納付計画書
- ☑ 事故事業場報告書

コピーして使用できます

年　　月　　日

歳入徴収官山口労働局長　　殿

所　在　地
名　　称

代表者氏名

労働保険料等口座振替納付の緊急停止について（依頼）

以下の理由により、労働保険料等口座振替納付の緊急停止をお願いいたします。

記

金融機関名　　（金融機関コード　　）

本・支店名　　（店舗コード　　）

（フリガナ）
口座名義

預金種別

口座番号

振替納付期　　令和　　年度　　期分

停止理由　　□納付書での納付　　□事業の廃止

□その他（　　）

	労働保険番号	納付額	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

督励事蹟管理票

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	提出年月日
						年　月　日
事業場名						
事業場の所在地						
委託解除の理由						
委託解除年月日	年　月　日					

【督励事蹟】

年月日	督励事蹟

【特記事項】

債務承認書兼納付計画書

1　滞納保険料等

	労働保険番号	年度	区分	保険料	一般拠出金	追徴金	延滞金
滞納状況							
	合計						

上記保険料についての延滞金は、期別の保険料が完納された後、別途通知がなされるため含まれておりません。

2　納付計画

回数	納付期日	金　　額	回数	納付期日	金　　額
1			6		
2			7		
3			8		
4			9		
5			10		

本滞納保険料等に係る債務を承認し、上記のとおり納付します。

年　　月　　日

歳入徴収官山口労働局長　殿

事業場所在地
事 業 場 名 称
代 表 者 氏 名

事 故 事 業 場 報 告 書

令和　　年　　月　　日

山 口 労 働 局 長　殿

事務組合名

所　在　地

代　表　者

労働保険番号

電　　話

委託事業場の事故（倒産等）がありましたので、下記のとおり報告します。

記

事業場名		所 在 地 電話番号	
代表者名		住　　所 電話番号	
滞 納 額			
事業場との 接触経過			

※①この報告書は事前に報告分も報告してください。
　②滞納額は、事故事業場の過年度分も含みます。

事 故 事 業 場 報 告 書

令和 ○ 年 11 月 7 日

山 口 労 働 局 長 殿

事務組合名	労働保険事務組合 河原会
所 在 地	山口市中河原町6－16
代 表 者	理事長 西田 功也
労働保険番号	35301 930000－032
電 話	083－995－0366

滞納保険料等があるまま委託解除となる事業場が発生した場合、又は発生する見込みとなった場合、状況について報告してください。
事業場との接触経過については、詳しくご記入ください。

委託事業場の事故（倒産等）がありましたので、下記のとおり報告します。

記

事業場名	林クリーニング	所在地 電話番号	山口市○○11－1 083－×××－5555
代表者名	林 弘義	住 所 電話番号	山口市○○2－1 083－△△△－1234
滞納額	保険料 令和5年度1期分 85,375円（確定後の滞納額） 拠出金 令和4年度確定分 102円 拠出金 令和5年度確定分 99円		
事業場との接触経過	令和4年度から納入が遅れがちとなっていたが、督促状の指定納期内には何とか納めてもらっていた。 令和5年度は、年度更新書類も何度も督促して7月2日にやっと提出があったものの、保険料は納入されないままとなっていた。 その後月に数回電話連絡をして納入を促すも経営が厳しいとのことで納めてもらえず、9月に入ってからは連絡のつかないことが多くなった。 10月2日に連絡すると電話が使用されていなかったためその日のうちに事業場を訪ねると、9月30日付で店を閉めた旨の張り紙がしてあった。 その後自宅を訪ねて実態を確認したところ、令和5年9月30日付で事業を廃止し残っていた従業員も全て解雇したとのこと。 よって、令和5年9月30日付で保険料を確定し委託解除したものの、滞納保険料については他の債務もあるとのことで納めてもらえなかった。		

※①この報告書は事前に報告分も報告してください。
②滞納額は、事故事業場の過年度分も含みます。

労災保険関係資料

- ☑ 労災保険率及び第１種特別加入保険料率
- ☑ 労務費率、第２種・第３種特別加入保険料率
- ☑ 特別加入保険料算定基礎額月割早見表

労災保険率及び第１種特別加入保険料率

令和6年4月1日改定
（単位：1/1000）

事業の種類の分類	事業の種類の番号	事業の種類	労災保険率	
			新	旧
林　　業	02又は03	林業	**52**	60
漁　　業	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	**18**	18
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	**37**	38
鉱　　業	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業	**88**	88
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	**13**	16
	24	原油又は天然ガス鉱業	**2.5**	2.5
	25	採石業	**37**	49
	26	その他の鉱業	**26**	26
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	**34**	62
	32	道路新設事業	**11**	11
	33	舗装工事業	**9**	9
	34	鉄道又は軌道新設事業	**9**	9
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	**9.5**	9.5
	38	既設建築物設備工事業	**12**	12
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	**6**	6.5
	37	その他の建設事業	**15**	15
製造業	41	食料品製造業	**5.5**	6
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	**4**	4
	44	木材又は木製品製造業	**13**	14
	45	パルプ又は紙製造業	**7**	6.5
	46	印刷又は製本業	**3.5**	3.5
	47	化学工業	**4.5**	4.5
	48	ガラス又はセメント製造業	**6**	6
	66	コンクリート製造業	**13**	13
	62	陶磁器製品製造業	**17**	18
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	**23**	26
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	**6.5**	6.5
	51	非鉄金属精錬業	**7**	7
	52	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	**5**	5.5
	53	鋳物業	**16**	16
	54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。）	**9**	10
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めっき業を除く。）	**6.5**	6.5
	55	めっき業	**6.5**	7
	56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	**5**	5
	57	電気機械器具製造業	**3**	2.5
	58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	**4**	4
	59	船舶製造又は修理業	**23**	23
	60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	**2.5**	2.5
	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	**3.5**	3.5
	61	その他の製造業	**6**	6.5
運輸業	71	交通運輸事業	**4**	4
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	**8.5**	9
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	**9**	9
	74	港湾荷役業	**12**	13
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	**3**	3
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	**13**	13
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	**13**	13
	93	ビルメンテナンス業	**6**	5.5
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	**6.5**	6.5
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	**2.5**	2.5
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	**3**	3
	99	金融業、保険業又は不動産業	**2.5**	2.5
	94	その他の各種事業	**3**	3
船舶所有者の事業	90	船舶所有者の事業	**42**	47

労務費率、第２種・第３種特別加入保険料率

令和６年4月1日改定

労務費率

（単位：%）

事業の種類の分類	事業の種類の番号	事業の種類		請負金額に乗ずる率	
				新	旧
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業		**19**	19
	32	道路新設事業		**19**	19
	33	舗装工事業		**17**	17
	34	鉄道又は軌道新設事業		**19**	24
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）		**23**	23
	38	既設建築物設備工事業		**23**	23
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	組立て又は取付けに関するもの	**38**	38
			その他のもの	**21**	21
	37	その他の建設事業		**23**	24

令和6年4月1日施行

第２種特別加入保険料率

（単位：1/1000）

事業又は作業の種類の番号		事業又は作業の種類	第２種特別加入保険料率	
			新	旧
一人親方等	特1	自動車等を使用して行う旅客又は貨物の運送事業	**11**	12
	特2	建設の事業	**17**	18
	特3	漁船による水産物植物の採捕の事業	**45**	45
	特4	林業の事業	**52**	52
	特5	医薬品の配置販売の事業	**6**	7
	特6	再生資源取扱いの事業	**14**	14
	特7	船員法第１条に規定する船員が行う事業	**48**	48
	特8	柔道整復師が行う事業	**3**	3
	特9	創業支援等措置に基づく事業を行う高年齢者が行う事業	**3**	3
	特10	あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師が行う事業	**3**	3
	特11	歯科技工士が行う事業	**3**	3
特定作業従事者	特12	指定農業機械作業従事者	**3**	3
	特13	職場適応訓練受講者	**3**	3
	特14	金属等の加工、洋食器加工作業	**14**	15
	特15	履物等の加工作業	**5**	6
	特16	陶磁器製造の作業	**17**	17
	特17	動力機械による作業	**3**	3
	特18	仏壇、食器の加工作業	**18**	18
	特19	事業主団体等委託訓練従事者	**3**	3
	特20	特定農作業従事者	**9**	9
	特21	労働組合等常勤役員	**3**	3
	特22	介護作業従事者及び家事支援従事者	**5**	5
	特23	芸能関係作業従事者	**3**	3
	特24	アニメーション制作作業従事者	**3**	3
	特25	情報処理システムの設計等の情報処理に係る作業従事者	**3**	3

（単位：1/1000）

第３種特別加入保険料率

新	旧
3	3

※変更なし

特別加入保険料算定基礎額月割早見表

給付基礎日額	保険料算定基礎額	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月
25,000	9,125,000	760,417	1,520,834	2,281,251	3,041,668	3,802,085	4,562,502	5,322,919	6,083,336	6,843,753	7,604,170	8,364,587
24,000	8,760,000	730,000	1,460,000	2,190,000	2,920,000	3,650,000	4,380,000	5,110,000	5,840,000	6,570,000	7,300,000	8,030,000
22,000	8,030,000	669,167	1,338,334	2,007,501	2,676,668	3,345,835	4,015,002	4,684,169	5,353,336	6,022,503	6,691,670	7,360,837
20,000	7,300,000	608,334	1,216,668	1,825,002	2,433,336	3,041,670	3,650,004	4,258,338	4,866,672	5,475,006	6,083,340	6,691,674
18,000	6,570,000	547,500	1,095,000	1,642,500	2,190,000	2,737,500	3,285,000	3,832,500	4,380,000	4,927,500	5,475,000	6,022,500
16,000	5,840,000	486,667	973,334	1,460,001	1,946,668	2,433,335	2,920,002	3,406,669	3,893,336	4,380,003	4,866,670	5,353,337
14,000	5,110,000	425,834	851,668	1,277,502	1,703,336	2,129,170	2,555,004	2,980,838	3,406,672	3,832,506	4,258,340	4,684,174
12,000	4,380,000	365,000	730,000	1,095,000	1,460,000	1,825,000	2,190,000	2,555,000	2,920,000	3,285,000	3,650,000	4,015,000
10,000	3,650,000	304,167	608,334	912,501	1,216,668	1,520,835	1,825,002	2,129,169	2,433,336	2,737,503	3,041,670	3,345,837
9,000	3,285,000	273,750	547,500	821,250	1,095,000	1,368,750	1,642,500	1,916,250	2,190,000	2,463,750	2,737,500	3,011,250
8,000	2,920,000	243,334	486,668	730,002	973,336	1,216,670	1,460,004	1,703,338	1,946,672	2,190,006	2,433,340	2,676,674
7,000	2,555,000	212,917	425,834	638,751	851,668	1,064,585	1,277,502	1,490,419	1,703,336	1,916,253	2,129,170	2,342,087
6,000	2,190,000	182,500	365,000	547,500	730,000	912,500	1,095,000	1,277,500	1,460,000	1,642,500	1,825,000	2,007,500
5,000	1,825,000	152,084	304,168	456,252	608,336	760,420	912,504	1,064,588	1,216,672	1,368,756	1,520,840	1,672,924
4,000	1,460,000	121,667	243,334	365,001	486,668	608,335	730,002	851,669	973,336	1,095,003	1,216,670	1,338,337
3,500	1,277,500	106,459	212,918	319,377	425,836	532,295	638,754	745,213	851,672	958,131	1,064,590	1,171,049

月割計算方法は次のとおりです。

① 保険料算定基礎額を12で除す。（円未満の端数は切り上げる。）

② ①で得た額に該当月数を乗じる。

労働基準監督署及び公共職業安定所一覧

労働基準監督署一覧

監督署名	所在地	電話番号
下　関	750-8522 下関市東大和町2-5-15	083-237-2167※
宇　部	755-0044 宇部市新町10-33　宇部地方合同庁舎	0836-48-0090※
徳　山	745-0844 周南市速玉町3-41	0834-21-1788
下　松	744-0078 下松市西市2-10-25	0833-41-1780
岩　国	740-0027 岩国市中津町2-15-10	0827-24-1133
山　口	753-0088 山口市中河原町6-16　山口地方合同庁舎１号館	083-600-0362※
萩	758-0074 萩市大字平安古町599-3　萩地方合同庁舎	0838-22-0750

※下関・宇部・山口労働基準監督署は労災課（労災保険の手続）の電話番号を掲載しております。

公共職業安定所一覧

安定所名	所在地	電話番号
山　口	753-0064 山口市神田町1番75号	083-922-0043
下　関	751-0823 下関市貴船町3丁目4番1号	083-222-4031
宇　部	755-8609 宇部市北琴芝2丁目4番30号	0836-31-0164
防　府	747-0801 防府市駅南町9番33号	0835-22-3855
萩	758-0074 萩市大字平安古町599-3　萩地方合同庁舎	0838-22-0714
徳　山	745-0866 周南市大字徳山7510-8	0834-31-1950
下　松	744-0017 下松市東柳1丁目6番1号	0833-41-0870
岩　国	740-0022 岩国市山手町1丁目1番21号	0827-21-3281
柳　井	742-0031 柳井市南町2丁目7番22号	0820-22-2661

山口労働局総務部労働保険徴収室
753-8510　山口市中河原町6-16　山口地方合同庁舎2号館
TEL　083-995-0367（直通）